

人と地域が輝く 心豊かな協働のまち

第6次八郎潟町総合計画

2016～2025

平成28年度～平成37年度





～人と地域が輝く 心豊かな協働のまち～ の実現に向けて

八郎潟町では、平成18年度から平成27年度を目標年度とした「八郎潟町総合振興計画第5次基本構想」において、「人・環境・文化のきらめくまち八郎潟」を将来像としたまちづくりを進めてまいりました。

この間、人口減少社会の到来、少子・高齢化社会の進展、それに伴う地域コミュニティ機能の低下、東日本大震災を契機とした防災意識の高まりなど、本町を取り巻く社会情勢は大きく変化しております。

あわせて、地方分権の進展にともなう行政需要や多様化・複雑化する町民ニーズに対しても、新たな対応をしていかなければなりません。

こうした状況を踏まえ、このたび平成28年度から10年間のまちづくりの指針を示した「第6次八郎潟町総合計画」を策定しました。

「人と地域が輝く心豊かな協働のまち」を町の将来像に掲げ、中長期的な政策や実現するための各種施策を具現化し、本町が進むべき道筋を示した計画となっており、本町の恵まれた自然・伝統文化・交通網などといった魅力を最大限に引き出しながら、人々の結集と創造により「新たな力」を生み出し、全町民が誇りを持ってこの町で育ち、学び、働き、生きることにより喜びを感じ、人と地域が輝き、心の豊かさや幸せを感じられるまちづくりを目指して取り組んでまいります。

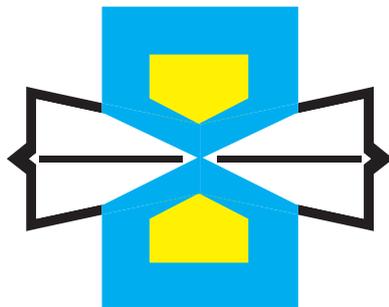
この計画のもと、町民の皆様と一緒に将来をしっかりと見据え、「住みたい町、住み続けたい町」の実現に向け、全力で取り組んでまいりますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、ご尽力を賜りました八郎潟町まちづくり計画策定審議会の30名からなる委員の皆様、町議会議員の皆様はじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました関係各位に心から感謝申し上げます。

平成28年3月

八郎潟町長 島山 菊夫

八郎潟町町章



地球環境を大自然の中から描き出し、躍進する町勢と和衷協力、平和と繁栄を表したものです。

即ち、中心をなす8は、湖八郎潟の八と、一日市町と面潟村の二町村が合併したことを意味し、左右の帆の形は、順風満帆に風をはらませて進む舟のように、限りない八郎潟の躍進する姿を表現したものです。

(昭和32年11月3日制定)

八郎潟町民歌

作詞…三戸幸二郎
作曲…大山会三郎

- 一 東の空の あげぼのに
出羽の山山 そびえ立ち
ひらける美田 耕して
潟の白帆を 語りつぎ
恵まれし地に 果てしなく
伸びゆくは わが八郎潟
- 二 桜名高き 三倉鼻
一望に町 ひらけゆき
馬場目の流れ 清らかに
伝統誇る 盆踊り
文化の流れ 受けついで
うるわしき わが八郎潟
- 三 寒風山に雲なびき
西の海風 吹きわたり
希望の力 湧き出ずる
ゆくて明るき 産業に
栄光の道 ひらかれて
豊かなる わが八郎潟
(昭和三十六年十一月三日制定)

八郎潟小歌

作詞…紅川 草一
作曲…小野崎孝輔
補作…石田 玲水

- 一 ハァー
かすみ一と刷毛 サラリと染めて
三倉鼻からソレ 花便り
カッコーラインも ほろ酔い機嫌
招くさくらのネー
ホンニ八郎潟よいとこ 花の町
- 二 ハァー
踊る手拍子 浴衣の袖に
囃し太鼓のソレ 音のよう
ゆれる灯籠 寄りそう影に
月もほんのりネー
月もほんのり 薄化粧
ホンニ八郎潟よいとこ 夢の町
- 三 ハァー
潟はかがやく ワカサギ網に
浮かぶボートのソレ 水かがみ
恋の岩屋は 紅葉に晴れて
黄金波うつつネー
黄金波うつ たから風
ホンニ八郎潟よいとこ 米の町
- 四 ハァー
月の夜明けに 若さを誇る
裸参りのソレ 肌の色
つもる雪ほど 情けも深く
しんべこけらのネー
しんべこけらのネー 名も高い
ホンニ八郎潟よいとこ 雪の町
(昭和五十一年十一月三日制定)

八郎潟町町民憲章

わたしたちは、みのりある大地と、
たぐいない干拓の歴史をもつ、
湖に恵まれた八郎潟町民であることを誇りとし、
未来にむかってより住みよく、
限りない豊かな発展をねがい、
つぎの憲章を守ります。

- 1. 心身を鍛え、健康で明るい町をつくります。
- 1. 学習し、伝統を受けつぎ創造性豊かな町をつくります。
- 1. 仕事に誇りをもち、活力ある町をつくります。
- 1. 助け合い励まし合い、共感し合う町をつくります。
- 1. きまりを守り、平和で美しい町をつくります。

(昭和61年9月30日制定)

町の木
けやき



厳しい風雪に耐える強い生命力、くらしの中の樫は四季折々の自然の姿を楽しませ、その風格は伸びゆくわが町を象徴するにふさわしい。
(昭和61年9月30日制定)

町の花
さつき



赤・白・ピンクと彩り、花形共に豊か、愛好者が多く初夏に咲く美しい姿は明るく健康で、町のシンボルに最適。
(昭和61年9月30日制定)

町のイメージキャラクター
ニャンパチ



八郎潟町におよそ260年前から踊り継がれる伝統芸能の「願人踊」の手つき腰つきがネコの仕草に見えたことから生まれたキャラクター。
(平成25年10月1日誕生)

目次

第1編 序論

第1章 総合計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の目的と役割	1
3 計画の構成と期間	2
第2章 八郎潟町の特徴とこれからの課題	3
1 町の概要	3
2 人口構造	4
3 産業構造	9
4 時代の潮流	11
5 八郎潟町総合振興第5次基本構想における成果と課題	15
6 住民意向調査からみたまちづくりの優先改善項目	20

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの目標	21
1 まちづくりの基本理念	21
2 まちの将来像	22
3 基本目標	22
第2章 まちづくりのフレーム	23
1 人口指標	23
2 土地利用	25
第3章 まちづくりの方向性	26
1 施策の体系	26
2 施策の大綱	27

第3編 基本計画

第1章 とともに築く連携と協働のまちづくり	35
1 町民との協働	35
2 人権・男女共同参画	37

第2章	すこやかに安心して暮らせるまちづくり	39
1	健康づくり	39
2	地域医療	42
3	地域福祉	43
4	高齢者福祉	45
5	児童福祉	47
6	心身障がい(児)者福祉	49
7	社会保障	51
第3章	次世代へつなぐ安全・安心なまちづくり	53
1	交通安全・防犯	53
2	消防・防災	55
3	住宅・住環境	57
4	上水道・生活排水処理	59
5	交通体系	62
6	循環型社会	64
7	生活環境保全	66
第4章	にぎわいと活力あふれるまちづくり	68
1	農林漁業	68
2	商工業	70
3	観光	72
4	雇用	74
第5章	ふるさと教育で郷土愛豊かなまちづくり	75
1	学校(園)教育	75
2	社会教育	78
3	社会体育	81
第6章	効率的・効果的な行財政運営のまちづくり	83
1	行財政運営	83
2	広域連携	85

○資料編

- 1 第6次総合計画策定経過 87
- 2 諮問・答申 88
- 3 八郎潟町まちづくり計画策定審議会設置要綱 90
- 4 八郎潟町まちづくり計画策定審議会委員名簿 91
- 5 八郎潟町まちづくり計画策定推進本部設置要綱 92
- 6 八郎潟町まちづくり計画策定推進本部部員名簿 93

第1編

序論

第1章

総合計画の
策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では、平成18年度から平成27年度までの10年間の計画期間とする「八郎潟町総合振興第5次基本構想」を策定し、「人・環境・文化のきらめくまち八郎潟」を基本理念に掲げ、その実現に向けたまちづくりを進めてきました。

しかし、近年の社会情勢は、人口減少や少子高齢化の進行など、本町を取り巻く社会経済環境は厳しい状況が続いており、今後はその影響が一層具体的かつ現実的な形で表面化してくることが想定されます。

また、高齢者世帯や一人暮らし世帯の増加など、世帯構成の変化を背景とした行政ニーズが一層拡大することが見込まれる中、これからの10年間を見据えたビジョンを示すとともに、町民と行政が相互の信頼関係のもとに目標を共有し、ともに協力しあって魅力あふれるまちづくりに取り組んでいくため、「第6次八郎潟町総合計画」を策定します。

2 計画の目的と役割

本計画は、本町のまちづくりの基本となるものであり、今後、展開していく各種施策や事業計画の総合的な指針となることを目的として策定します。

また、町民に対してこれからのまちづくりの基本的な考え方を明確にし、町政に対する理解と協力を求めるものとなります。

さらに、本計画に基づく各種施策や事業が計画的に推進されるように、国や県に対して本町の基本的な考え方を発信する役割を有しています。



3 計画の構成と期間

この計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成し、平成37年度を目標年次とします。

(1) 基本構想

基本構想は、長期的な観点から、町民と行政が一体となって目指していくまちづくりの基本理念、将来像とともに、これを実現するためのまちづくりの方向性を示すものです。

計画の期間は、平成28年度を初年度とし、平成37年度を目標年次とします。

(2) 基本計画

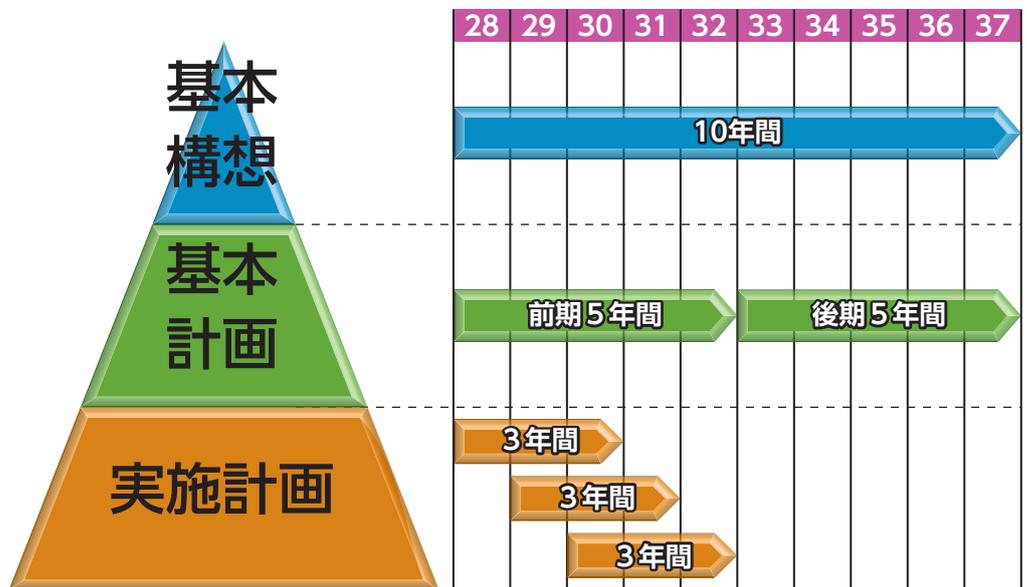
基本計画は、基本構想に示す施策の基本方向に基づき、将来像の実現に向けた具体的な目標とそれを実現するための各部門における施策を体系的に示すものです。

計画の期間は、平成28年度から平成32年度までを前期基本計画、平成33年度から平成37年度を後期基本計画とします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画に示す施策の方向を受けて、具体的な事業の実施に関わる事項を示すものです。

計画の期間は、平成28年度から平成30年度までの3年間とし、適正な進行管理を行いながら年度ごとに見直しを行います。



八郎瀧町の特性と これからの課題

1 町の概要

(1) 沿革・自然・地理

町の沿革としては、明治22年に市制および町村制が公布されたことにより、同年2月一日市村・面瀧村が誕生。大正14年12月1日には、一日市村が町制を施行して一日市町となりました。当時の一日市町の戸数は約470戸、人口約2,600人で、また面瀧村の戸数は約640戸、人口は約3,700人でした。

その後、新市町村建設促進法に基づき一日市町と面瀧村は昭和31年9月30日に合併し、ここに新生八郎瀧町が誕生しました。町名は、干拓により美田に変容した八郎瀧の歴史を愛惜し命名したものです。合併後の昭和33年3月には、旧面瀧村の一部が分町しましたが、町民一体となって町勢の発展に努めてきました。

本町は、秋田県の県都秋田市の北に位置し、東西6.34km、南北5.92km、面積は17.00km²であり、県内で最も小さい町です。南東は五城目町に、北は高岳山系の稜線で山本郡三種町に、西は干拓事業により誕生した大瀧村と承水路を隔てて接しています。地形としては町のほとんどが開けた平野となっています。

気候は、日本海側気候に属し、冬は日本海の上を吹き渡ってくる北西季節風により曇天や降雪が多くなり日照時間が少なく、夏は南東季節風により晴天が多くなり高温になることがあります。夜は気温が下がり過ごしやすくなります。気温の変化は沿岸平野であることから内陸部より比較的温暖であり、県内では最も積雪量が少ない地域でもあります。また、自然災害が少ないことも特徴の一つです。

町の南北をJR奥羽本線と国道7号、秋田自動車道が並走し、町中心部にJR八郎瀧駅が位置し、秋田自動車道の五城目・八郎瀧ICへのアクセスも容易であります。また、東は国道285号を經由して大館・鹿角方面へ、西は男鹿半島や八郎瀧干拓地の玄関口として県道と結ばれるなど、交通環境に恵まれており、秋田市・能代市の中間地点に位置する立地性も起因し、県都秋田市の通勤圏域にもなっています。

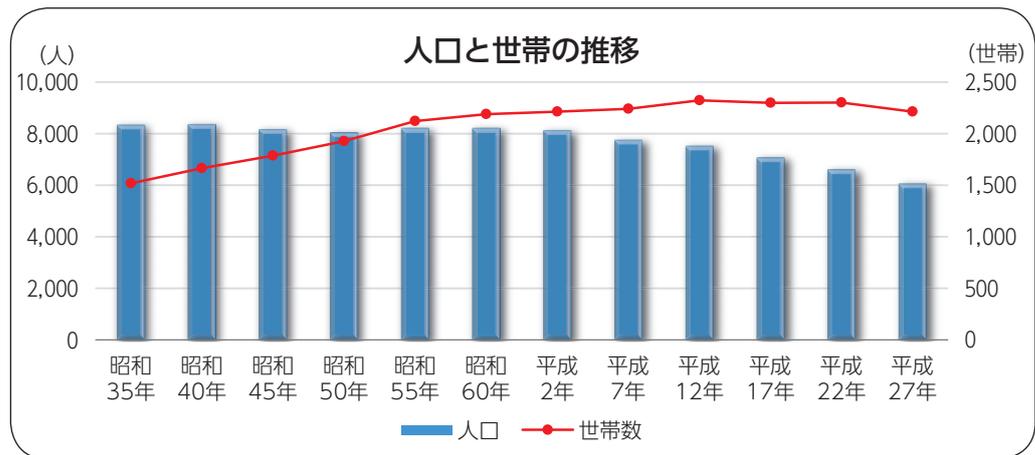
2 人口構造

(1) 人口・世帯数

我が国の人口は、平成20年をピークに減少に転じており、平成32年から平成37年以降は全ての都道府県で人口が減少すると予測されています。また、平成47年には人口の3分の1以上が高齢者となるとされています。

本町の人口は、昭和40年の8,379人をピークに、平成2年まではほぼ横ばいで推移したのち、平成7年以降は減少の一途をたどり、平成22年には6,623人と、ピーク時の8割ほどに減少し、今後も人口減少は続くものと推計されます。

世帯数については、核家族化の進行などにより平成12年までは緩やかな増加傾向にありましたが、平成17年にわずかながら減少し、その後横ばいで推移しています。また、世帯に占める単身世帯の割合は一貫して増加傾向にあり、平成22年には20.8%を占め、約5軒に1軒が単身世帯という状況であります。



年次	人口 (人)			世帯数 (世帯)	1世帯あたりの人口 (人)
	総数	男	女		
昭和35	8,358	4,087	4,271	1,519	5.5
40	8,379	4,046	4,333	1,664	5.0
45	8,189	3,929	4,260	1,787	4.6
50	8,069	3,870	4,199	1,926	4.2
55	8,228	3,925	4,303	2,123	3.9
60	8,239	3,908	4,331	2,189	3.8
平成2	8,152	3,843	4,309	2,215	3.7
7	7,768	3,613	4,155	2,240	3.5
12	7,533	3,499	4,034	2,323	3.2
17	7,093	3,232	3,861	2,298	3.1
22	6,623	3,042	3,581	2,303	2.9
27	6,079	2,785	3,294	2,216	2.7

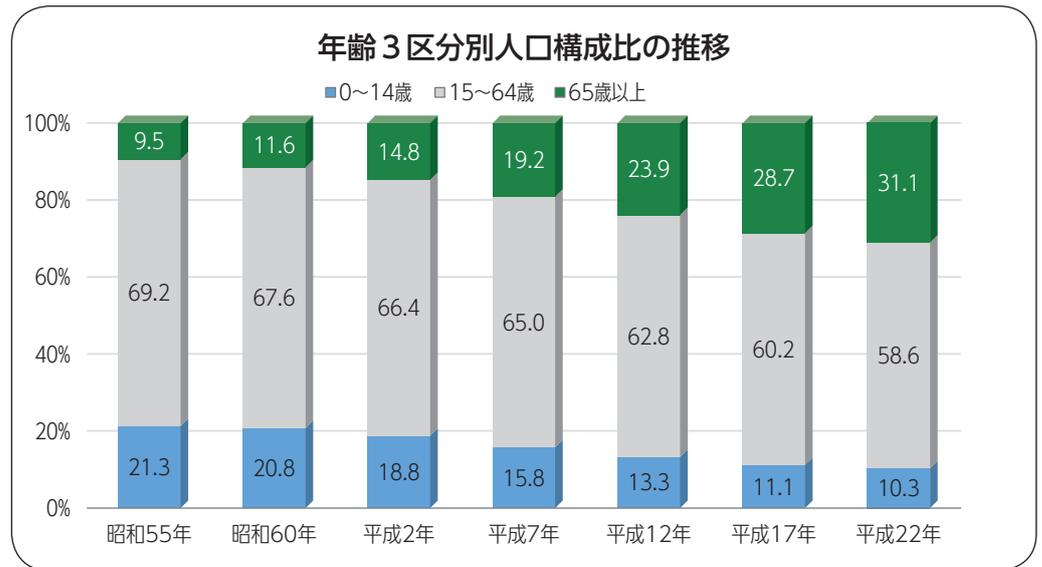
総務省「国勢調査」より

※ 平成27年は、「国勢調査の速報値」より

(2) 年齢別人口

本町の年齢3区分別人口構成比を見ると、15歳未満、15～64歳の割合は共に年々低下し、65歳以上の割合が高くなっている状況です。

昭和55年に9.5%と一割に満たなかった65歳以上の人口の割合は、平成22年には31.1%と3割にまで上昇し、高齢者1人を生産年齢人口1.88人で支える状況といえます。

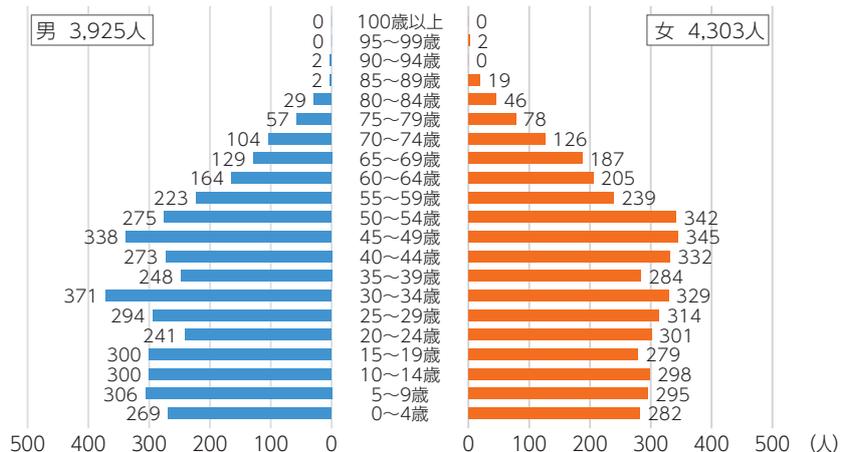


年次	総数	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口 (65歳以上)	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
昭和55	8,228	1,750	21.3	5,697	69.2	781	9.5
60	8,239	1,711	20.8	5,573	67.6	955	11.6
平成2	8,152	1,534	18.8	5,409	66.4	1,209	14.8
7	7,768	1,229	15.8	5,046	65.0	1,493	19.2
12	7,533	1,002	13.3	4,728	62.8	1,803	23.9
17	7,093	789	11.1	4,271	60.2	2,033	28.7
22	6,623	682	10.3	3,879	58.6	2,062	31.1

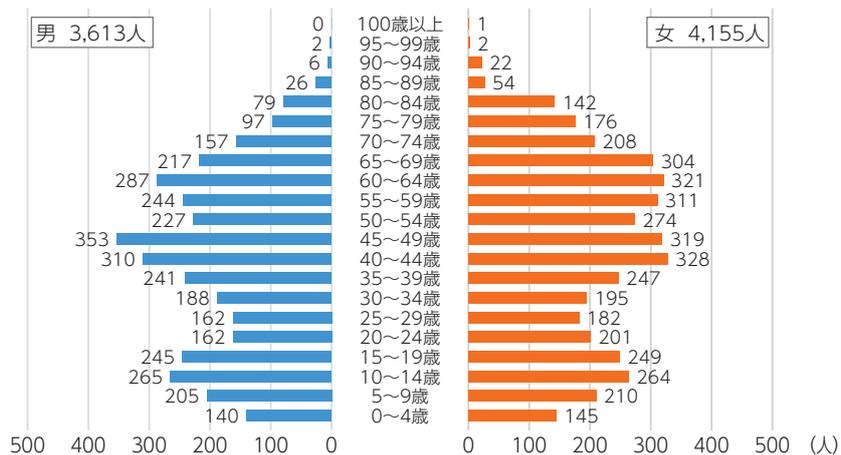
総務省「国勢調査」より
総数には、年齢不詳の人数を含む。



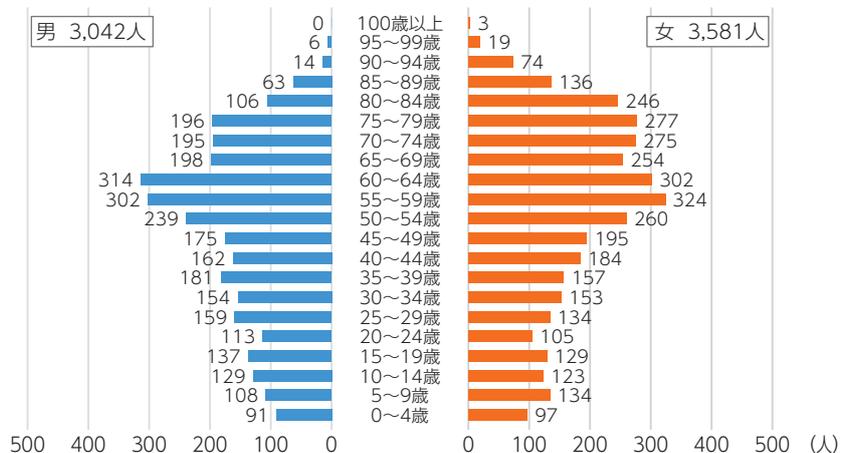
年齢5歳階級別人口 (昭和55年)



年齢5歳階級別人口 (平成7年)



年齢5歳階級別人口 (平成22年)



(単位：人)

	昭和55年 (1980年)			平成7年 (1995年)			平成22年 (2010年)		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数	8,228	3,925	4,303	7,768	3,613	4,155	6,623	3,042	3,581
0～4歳	551	269	282	285	140	145	188	91	97
5～9歳	601	306	295	415	205	210	242	108	134
10～14歳	598	300	298	529	265	264	252	129	123
15～19歳	579	300	279	494	245	249	266	137	129
20～24歳	542	241	301	363	162	201	218	113	105
25～29歳	608	294	314	344	162	182	293	159	134
30～34歳	700	371	329	383	188	195	307	154	153
35～39歳	532	248	284	488	241	247	338	181	157
40～44歳	605	273	332	638	310	328	346	162	184
45～49歳	683	338	345	672	353	319	370	175	195
50～54歳	617	275	342	501	227	274	499	239	260
55～59歳	462	223	239	555	244	311	626	302	324
60～64歳	369	164	205	608	287	321	616	314	302
65～69歳	316	129	187	521	217	304	452	198	254
70～74歳	230	104	126	365	157	208	470	195	275
75～79歳	135	57	78	273	97	176	473	196	277
80～84歳	75	29	46	221	79	142	352	106	246
85～89歳	21	2	19	80	26	54	199	63	136
90～94歳	2	2	0	28	6	22	88	14	74
95～99歳	2	0	2	4	2	2	25	6	19
100歳以上	0	0	0	1	0	1	3	0	3

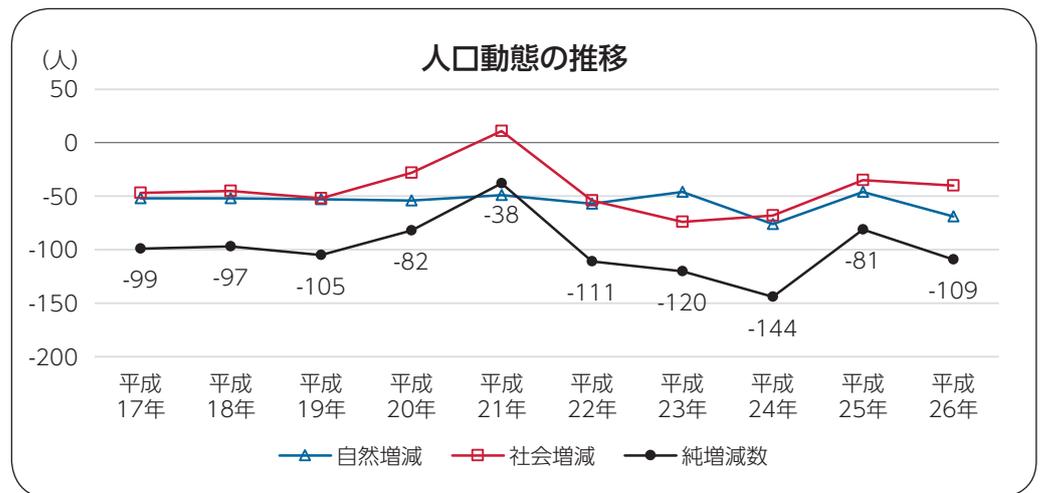
総務省「国勢調査」より
総数には、年齢不詳の人数を含む。



(3)人口動態

本町の人口動態を見ると、出生数は減少傾向、死亡数は増加傾向で推移し、平成8年以降は死亡数が出生数を上回る「自然減」の状況にあり、とりわけ平成17年以降は死亡数が出生数の2倍以上となっています。

社会増減は転出者数、転入者数いずれも減少傾向にあり、昭和60年、平成10年、平成21年を除き、転入数を転出者が上回る「社会減」の状況となっており、平成22年以降は「社会減」の状況が続いています。



年次	総人口	自然動態			社会動態			純増減数	自然・社会増減率 (%)	
		出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減		自然増減	社会増減
平成17	7,093	35	87	-52	176	223	-47	-99	-0.7	-0.7
18	6,996	37	89	-52	179	224	-45	-97	-0.7	-0.6
19	6,891	40	93	-53	175	227	-52	-105	-0.8	-0.7
20	6,809	35	89	-54	183	211	-28	-82	-0.8	-0.4
21	6,771	33	82	-49	207	196	11	-38	-0.7	0.2
22	6,623	37	94	-57	137	191	-54	-111	-0.8	-0.8
23	6,503	33	79	-46	137	211	-74	-120	-0.7	-1.1
24	6,359	17	93	-76	124	192	-68	-144	-1.2	-1.0
25	6,278	37	83	-46	136	171	-35	-81	-0.7	-0.6
26	6,169	28	97	-69	122	162	-40	-109	-1.1	-0.6

秋田県「秋田県年齢別人口流動調査」より



3 産業構造

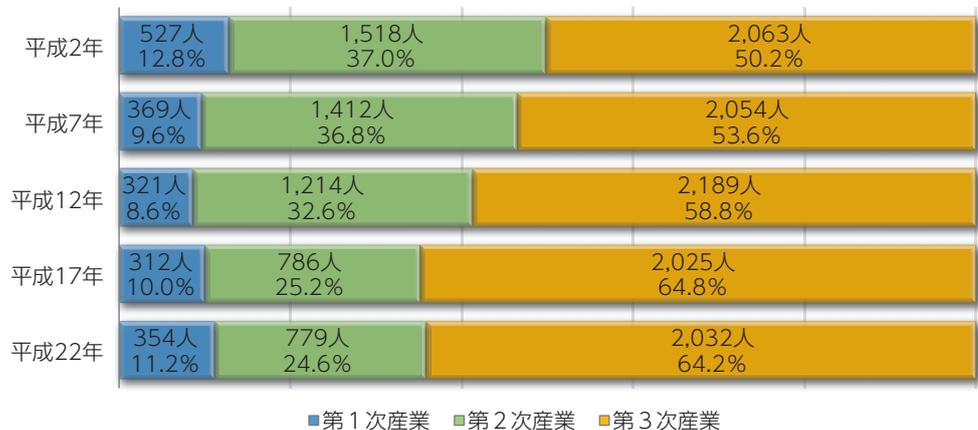
(1) 就業人口の推移

平成22年国勢調査の就業人口は3,166人で、平成2年の4,109人に比べ、20年間で943人、22.9%減少しています。

平成2年から平成22年の産業別就業者の構成比の推移では、第1次産業就業者比率は1.6%、2次産業就業者比率は12.4%減少しています。

一方、第3次産業就業者比率は一貫して上昇しており、平成2年の50.2%から平成22年には64.2%と、20年間で14.0%の増加となっています。

産業別就業者数（構成比）の推移



年次	総数	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
平成2	4,109	527	12.8	1,518	37.0	2,063	50.2
7	3,838	369	9.6	1,412	36.8	2,054	53.6
12	3,726	321	8.6	1,214	32.6	2,189	58.8
17	3,189	312	10.0	786	25.2	2,025	64.8
22	3,166	354	11.2	779	24.6	2,032	64.2

総務省「国勢調査」より

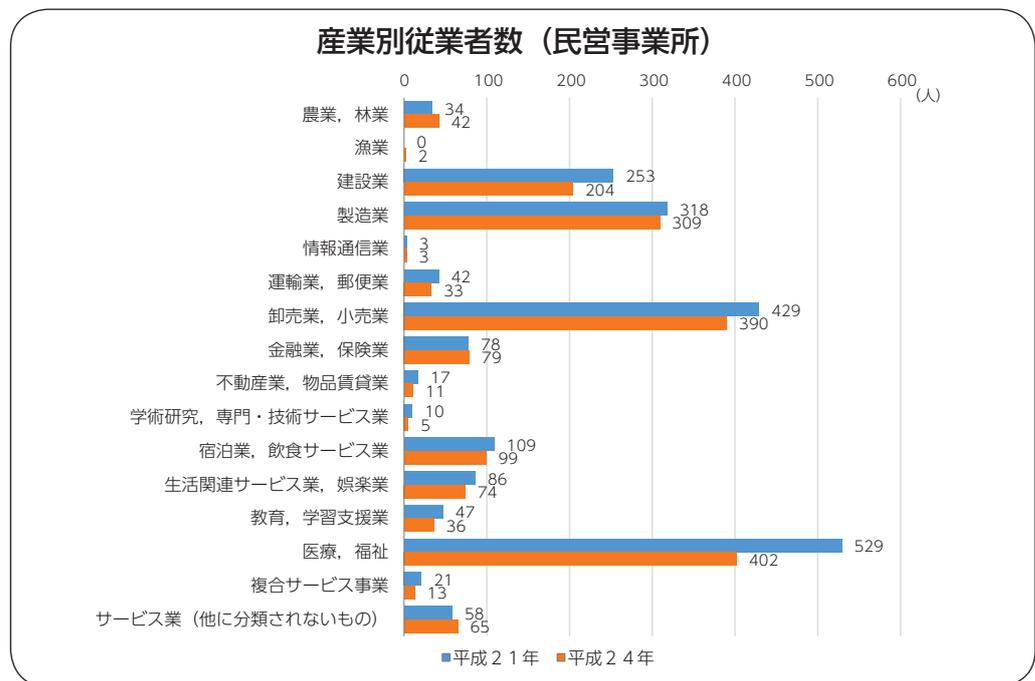
総数には、分類不能の産業を含む。

平成17年以降の数値は、新大分類による。

(2) 民営事業所従業者数

平成24年の経済センサスによる民営事業所従業者数をみると、医療・福祉、卸売業・小売業、製造業、建設業の4業種で1,305人と全体の73.9%を占めており、この4業種が本町の主要産業といえます。

平成21年と平成24年の従業者数の増減を見ると、増加しているのは農業・林業 (+8人)、漁業 (+2人)、金融業・保険業 (+1人)、サービス業（他に分類されないもの）(+7人)の4業種で、その他ほとんどの産業が±0 もしくはマイナス（減少）となっています。特に減少数が多いのは、医療・福祉（-127人）、建設業（-49人）、卸売業・小売業（-39人）であります。



	平成21年		平成24年		従業者数 増減数
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	
全産業 (公務を除く)	318	2,034	294	1,767	-267
農業, 林業	3	34	5	42	8
漁業	-	-	1	2	2
鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	-	-	-
建設業	39	253	34	204	-49
製造業	22	318	25	309	-9
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-
情報通信業	1	3	1	3	0
運輸業, 郵便業	6	42	4	33	-9
卸売業, 小売業	103	429	88	390	-39
金融業, 保険業	4	78	5	79	1
不動産業, 物品賃貸業	2	17	2	11	-6
学術研究, 専門・技術サービス業	5	10	3	5	-5
宿泊業, 飲食サービス業	36	109	31	99	-10
生活関連サービス業, 娯楽業	44	86	44	74	-12
教育, 学習支援業	9	47	10	36	-11
医療, 福祉	22	529	22	402	-127
複合サービス事業	3	21	3	13	-8
サービス業 (他に分類されないもの)	19	58	16	65	7

総務省・経済産業省「経済センサス」より。

八郎瀉町役場

4 時代の潮流

本計画の策定にあたって、今、時代がどのような方向に進み、変動しているかを認識するとともに、こうした時代の流れの中で本町がどのような対応を図るべきかを考えていく必要があります。

(1) 人口減少社会・少子高齢化社会

わが国の総人口は、平成22年の国勢調査では、1億2,806万人でしたが、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、平成42年には1億1,662万人となり、平成60年には1億人を割って9,913万人にまで減少するものと見込まれています。総人口に占める年少人口（15歳未満）は、平成22年には1,684万人であったものが、平成42年には1,204万人まで減少する見込みです。また、老年人口（65歳以上）では、同じく平成22年の2,948万人が平成42年には3,685万人となることを見込まれています。

このような人口減少や少子高齢化の進展は、労働力人口の減少や経済規模の縮小など、社会経済・雇用環境にも大きな影響を及ぼすことが予想されます。

(2) 地域コミュニティ

人口の流出と少子高齢化の進展、地域経済の低迷などにより、地域コミュニティの活力や住民自治機能の低下が懸念されています。また、ICT*の進展、産業構造・就業構造の変化などを背景として、世代間の交流機会の減少、地域内のつながりの希薄化が進んでいます。特に高齢化の進展に伴い増加する高齢者の生活不安への対策、災害や犯罪などへの対策もいっそう重要になっています。

こうした人口減少と高齢化時代の中で、地域コミュニティにおいて住民自治機能を維持していくためには、町民一人ひとりの自治・協働の意識を高めるとともに、地域リーダーの育成、後継者の育成、女性や若者の参画などによる自治組織活動の活性化が求められています。特に生涯現役社会を目指す中においては、高齢者も経済活動や地域づくりの主役として活躍することが求められていることから、地域社会の変化に柔軟に対応でき、すべての世代をつなぎ、参画できる地域運営の仕組みを構築することが求められています。

※ICT
情報・通信に関する技術の
総称。

(3) 安全・安心

安全の面では、東日本大震災を契機として人々の防災意識はかつてないほどに高まっています。また、近年、台風の大規模化やゲリラ豪雨の発生による河川氾濫や竜巻、落雷などさまざまな自然災害が多発しており、各種の対策による安全の確保が急務となっています。

安心の面では、地域で安心して暮らし続けることができるように高齢者や障がい者の生活環境づくり、地域医療の充実などに取り組んでいくことが求められています。特に住民が安心して、必要な時に必要な医療を受けることができる地域医療・救急医療体制の確立については、少子高齢化社会の進展に伴います重要性を増していることから、医師や診療科目の地域による偏りの是正などが求められています。

(4) 環境問題

現代は大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済システムにより成り立っており、また途上国を中心とした経済成長や人口増加などと相まって、地球温暖化や森林破壊、廃棄物の増加など地球規模の環境問題が顕在化しています。

これらに対しては、地球規模の視点に立ちつつ、身近な地域における環境課題を一つひとつ解決していくとともに、私たち一人ひとりのライフスタイルを変革していくことが求められています。また、東日本大震災以降のエネルギー問題を踏まえた、省エネルギーや再生可能エネルギー等の導入推進、エネルギーの地産地消などの取り組みも期待されています。

環境負荷の少ない低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の実現に向けた取り組みを住民・事業者・行政が連携、協働して推進し、人と自然が共生する豊かな環境を未来に引き継いでいくことが求められています。



(5) 価値観・ライフスタイル*

社会が成熟化し、人々の価値観も多様化してきています。これを背景として、お互いの個性と生活様式や価値観の多様性を認め合い、重んじる意識も醸成されてきています。経済活動においては、我が国の人口減少や新興国の急成長などを背景として、長く続いてきた右肩あがりの成長社会から低成長社会へと移行しており、人々の意識も量的な拡大を求める成長重視から質的な向上を求める高品質重視へと変化しています。

人々の働き方も、戦後日本を支えてきた終身雇用などの就労モデルが限界を迎え、ワークシェアリング*やテレワーク*などの多様な就労形態や、社会貢献を視野に入れたコミュニティビジネス*も生まれつつあります。

また、地域性を生かした住環境、地域文化や自然環境と調和した街なみ景観の形成、緑や水辺空間の再生など、質の高い暮らしを実現できる生活空間へのニーズの高まりとともに、国民一人ひとりが生涯にわたって学習を自発的に行い、能力を高め、その成果を適切に生かしていくことのできる社会の実現が求められています。

(6) 地方分権・地域運営

地方分権が進む中、地方公共団体においては、「自己決定」と「自己責任」の原則のもと、地域固有の資源と人材を有効に活用することで、地方のことは地方で決め、自ら行動する「地方分権型社会」への移行が進んでいます。

一方、住民生活の多様化を背景として、町民の政策ニーズが複雑化し、行政需要も増大しており、画一的な行政施策では対応することが困難になってきています。

そこで、それぞれの地域の特性やニーズに即した、より効果的な政策立案と予算配分を行うとともに、必要な公共サービスを円滑に実施していくための仕組みづくりが必要となっています。

※ライフスタイル

生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。

※ワークシェアリング

主に雇用の維持・創出を目的として行われ、労働時間の短縮などにより、より多くの人で仕事の総量を分け合うこと。

※テレワーク

情報通信機器を利用して、自宅や会社以外の場所で事業所から任された仕事を行う勤務形態。育児や介護など、個々人の事情に応じながら、仕事と生活の調和を実現する働き方として期待される。

※コミュニティビジネス

地域の住民を中心に組織し、企業や行政機関の対応しにくい、生活者の需要を掘り起こして展開する事業。収益を上げるだけでなく、社会奉仕の要素も強く、介護・子育て・教育・町作り・資源リサイクルなどの分野がある。

(7) ICT

ICTの普及・発展により、地球規模での情報・財・モノ・人の交流が拡大し、さまざまな場面で情報の共有と即時性が高まっています。これにより、時間や地理的条件にとらわれることなく情報の発信や交流等を簡単に行うことができるようになり、利便性の向上やライフスタイルの多様化が促進され、社会経済などのシステムの高度化がもたらされ、私たちの生活を大変便利なものにしていきます。

しかし、一方では、情報格差の発生、セキュリティシステム※構築に伴う運用コストの増加、職場や地域、家庭などでの人間関係の希薄化の要因となるなどの課題も抱えています。加えて、ネットを悪用した犯罪の増加をもたらすなど、負の側面も顕在化しており、正しい利用に関する教育機会の拡充などが必要となっています。

また、自治体行政においても、事務の効率化や住民サービス向上の観点から、ICTの有効活用が進められており、あらゆる世代にとって安全で使いやすいサービスの構築が求められています。



5

八郎瀉町総合振興第5次基本構想における成果と課題

第1章 町民と行政が手を携えるまちづくり

<成果>

- 地域活性化助成金事業による町内会等の活性化支援
- 各種団体が実施する一般コミュニティ助成事業に対する支援
- 広報・ホームページ・フェイスブックによる情報発信
- 個人情報保護に配慮した情報公開制度の運営
- 町内会長会議・町民座談会の定期開催
- 自立計画に基づく行財政改革の推進
- 各種臨時交付金事業を活用した事業実施
- 財政健全化の推進
- 企業誘致促進条例の制定
- 墓地公園造成事業による「たかおか霊園」の建設

<課題>

- 人口減少に伴う町内会組織の検討
- 町民座談会の参加者減少に伴う見直しの検討
- 経済・財政状況を見極めた宅地分譲の検討
- 若者定住の促進に向けた取り組みの検討



第2章 安心して暮らせる保健・福祉・医療のまちづくり

<成果>

- 子育て支援・食育教室・各種健診・予防接種等の充実
- 地域包括支援センターと連携した保健事業の展開
- 地域福祉協力員の設置
- 社会福祉協議会による在宅福祉の推進
- 障害者総合支援法に基づく各種給付
- 知的障害者・精神障害者を対象とした訓練等給付の施設充実
- 共同生活援助施設（グループホーム）の設置
- 計画相談支援事業所の設置
- 一時保育・延長保育・休日保育等の保育サービスの充実
- 地域子育て支援センターの利用者増と環境整備の充実
- 学童保育の利用対象者の拡大と環境整備の充実
- 要保護児童対策地域協議会の設置による児童虐待防止対策の活動

<課題>

- 健康寿命の延伸を図るための取り組みの検討
- 健康・福祉・医療の連携の強化を図り、健康で住みやすい町づくりの推進
- 学校等と連携した乳幼児期から思春期まで一貫した健康管理の推進
- 出生数の増加を図る取り組みの検討
- 子育てサークルの育成・育児サービスの取り組みの検討
- 生活習慣病対策となる特定健診・各種がん検診の受診率向上
- 働き盛りの年代層の健康増進の推進
- 心の健康づくり、自殺予防の取り組みの強化
- 認知症の理解及び行方不明対策の早期整備
- 重度障害者等包括支援体制の必要性検討
- 障害地域生活支援事業における事業内容の早期整備
- 医療費抑制を図るための健康指導の推進
- 町ホームページ等を活用した国保制度の情報提供
- 保険税滞納者に対する納付計画による確実な納付指導と新規滞納者の予防対策

第3章 快適な暮らしを営む生活環境のまちづくり

<成果>

- 防災行政無線のデジタル化への切り替え
- 社会資本整備総合交付金事業による計画的な町道整備の実施
- 計画的な除雪建設機械の更新等による除雪体制の整備
- 地元協力による民有地の排雪場所の確保
- 浄水場施設の長寿命化に向けた施設更新及び耐震化
- 高度処理施設の設置による安全・安心な水道水の供給
- シルトフェンス設置によるアオコ遡上対策
- し尿処理施設（八郎瀉湖水苑）の汚泥排出量減少に伴う適正改修
- 町営住宅全戸の水洗化

<課題>

- 消防団員の減少に伴う団員確保
- 老朽化した消防積載車の計画的更新
- 消防水利確保が困難な区域の施設整備
- 地方道の整備促進に向けた関係機関への働きかけ
- 除雪オペレータの技術向上に向けた取り組み
- 上水道施設の計画的な老朽管・機械設備の更新
- 水道事業の安定運営に向けた取組の検討
- 下水道の未整備区域の普及と水洗化の促進
- ゴミの減量化と分別の推進
- 町営住宅の建替・再編等の整備計画



第4章 時代の流れを捉えた産業を振興するまちづくり

<成果>

- 所得向上に向けた各種補助事業の実施と新たな町補助金の創設
- 各種補助事業の実施による担い手に対する農用地の集積
- 農家・土地改良区に対する支援による生産基盤の向上
- 新規就農者に対する農業研修支援
- 豪雨災害に対応する治山治水事業の実施
- 松くい虫の予防事業の継続による被害抑制
- 商店街街路灯の更新事業への支援
- 商工業団体等の強化を図るため商工会活動に対する支援
- 経営基盤の強化を図るため融資制度の周知と支援
- 若者イベント実行委員会に対する支援
- 高岳山麓観光ルート整備事業に対する支援

<課題>

- J Aと連携した水稻の販路拡大とブランド化浸透に向けた取り組みの検討
- 八郎湖の資源確保に向けたわかさぎ卵等放流事業の継続
- 商店街の空き店舗等への新たな支援を検討
- 新たな起業支援の検討
- 観光協会の体制強化推進
- 観光客を呼び込める美しい水辺（八郎湖）の検討
- 近隣町村と連携した観光の取り組みを検討



第5章 教育・芸術文化の薫る心豊かなまちづくり

<成果>

- 幼稚園生活サポーターの配置
- 預かり保育の対象拡大と保育時間の延長
- 八郎瀉町学校（園）評価システムによる学校運営の見直し
- 小学校生活サポーターの配置などのインクルーシブ教育への取り組み
- 共同調理場のドライ化及びトイレの洋式化
- キャリア教育・ボランティア活動等での地域連携
- 県と連携した講演会や研修会の実施
- 優れた舞台劇やコンサートの鑑賞による情操教育の実施
- 図書館司書・図書館ボランティアによる町立図書館及び学校図書館の充実
- 芸術文化団体と連携した活動支援
- 浦城の歴史を伝える会による観光客の受け入れと出前授業の実施
- 体育施設の夜間・休日開放や各種スポーツ大会による体力づくりやスポーツ活動の実施

<課題>

- 願人踊の国指定文化財に向けた働きかけ
- 小池板碑群整備の検討
- 民俗芸能の後継者育成
- 計画的なスポーツ施設の整備・改修
- 体育協会と連携した指導者の確保と指導者の資質向上
- 体育協会と連携した総合型地域スポーツクラブの推進



6

住民意向調査からみたまちづくりの優先改善項目

まちづくり計画策定に関する住民意向調査結果において、相対的に重要度は高いが満足度は低い、いわゆる今後のまちづくりにあたって優先的に改善すべき項目は次のとおりであります。

具体的には、生活環境面での「買い物支援」、「除排雪の充実」、産業面での「工業基盤整備・優良企業誘致」、「商業振興」、「観光P R・観光整備」、「担い手育成」、健康・福祉面での「医療機関の充実」といった項目が、今後優先的に取り組むべき項目としてあげられており、それらへの対応が求められています。

今後も町への愛着度や定住意向、さらには暮らしやすさを高めるためには、自然環境との共生のなか、快適で安全な生活環境づくりや新たな基幹産業への取り組みなど町の基盤づくりを進め、住民ニーズの充実に努める必要があります。

■住民意向調査による施策課題■

分野	優先改善項目
生活環境	買い物が困難な方への支援
	地震や水害等の自然災害への備え
	除排雪体制の充実、防雪柵などの施設整備
都市機能	安全な飲料水の供給
健康・福祉	医療機関の充実
産業・観光・労働	地場特産品の新たな開発やPR、地産地消の推進活動
	個性的な魅力を備えた商業の振興
	観光資源のP Rや観光拠点の整備
	工業基盤の整備や優良企業の誘致
	各種産業の担い手育成
行政運営	起業や就労機会拡大への支援
	計画的・効率的な行財政運営

第2編

基本構想

第1章

まちづくりの目標

1 まちづくりの基本理念

本町は、「まちに暮らす人々が、豊かな自然のもとで、心豊かに、安心して快適に暮らし続けるまち」を目指し、町民と行政が共に考え、共に行動する協働のまちづくりを基本にまちづくりを進めてきました。

急速かつ急激に変化を続ける時代の潮流の中で、人口減少・少子高齢化の進行や産業の活力低下など、まちづくりに向けて対応すべき課題の見直しが必要となっています。

このため、安心して子どもを産み育てることができ、未来を支える子供たちが健やかに成長できるとともに、だれもがいきいきと安心して暮らせる活気あふれるまちづくりを目指して、まちづくりの基本理念を次のとおりとします。

基本理念

1. 地域の特性を活かしたまちづくり

恵まれた自然・伝統文化・交通網などの地域の特性を活かしながら、新たな時代を拓く人を育み、快適で活気あふれるまちづくりをめざします。

2. 町民の暮らしを大切にしたいまちづくり

町民の暮らしに着目した町政運営を進め、多様化・複雑化する町民ニーズや様々な地域事情を踏まえた効果的な取り組みを推進するまちづくりをめざします。

3. 町民とともに進めるまちづくり

責任ある行政サービスの提供と合わせ、町民自らがまちづくりに関わることができ、多様な形態での協働によるまちづくりをめざします。



2 まちの将来像

本町の有するすべての魅力を最大限に引き出しながら、人々の結集と創造によって「新たな力」を生み出すとともに、全町民が、誇りを持ってこの町で育ち、学び、働き、生きることにより喜びを感じ、お互いを敬い、家族・地域の絆を大切に、人と地域が輝き、心の豊かさや幸せを感じられるまちをつくり上げていくという想いを込め、基本理念を踏まえて、将来像を次のとおり定めます。

将来像

『人と地域が輝く心豊かな協働のまち』

3 基本目標

まちの将来像を確実に実現するため、6つの基本目標を掲げ、それぞれの施策の展開を図ります。

6つの基本目標

1. とともに築く連携と協働のまちづくり
2. すこやかに安心して暮らせるまちづくり
3. 次世代へつなぐ安全・安心なまちづくり
4. にぎわいと活力あふれるまちづくり
5. ふるさと教育で郷土愛豊かなまちづくり
6. 効率的・効果的な行財政運営のまちづくり

1

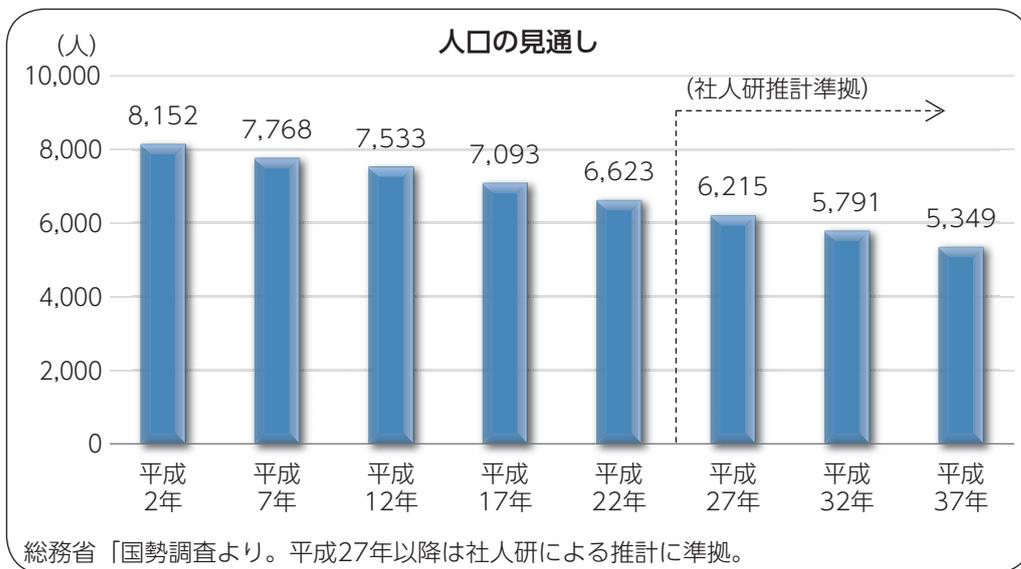
人口指標

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、我が国の人口は今後も減り続けると見込まれ、日本全体としても人口減少時代を迎えています。

こうした状況を踏まえ、同研究所の推計に準拠し、平成22年の国勢調査による男女別年齢別人口を基準人口として、本計画の目標年度である平成37年までの人口を推計しました。

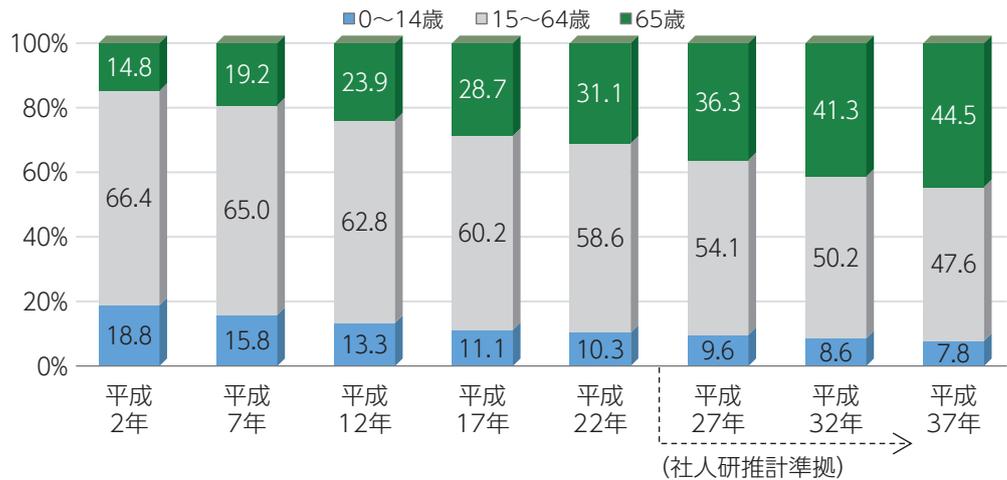
この結果、本町の将来人口は、計画の中間年度となる平成32年には5,791人、目標年度の平成37年には5,349人にまで減少するとされ、平成22年の6,623人に比べ1,274人が減少する見通しとなっています。

年齢3区分別人口をみると、人口減少とともに少子高齢化が進行し、目標年度の平成37年には15～64歳の生産年齢人口が65歳以上の高齢人口とほぼ同数となり、一層高齢化が進んだ人口構造となる見通しとなっています。



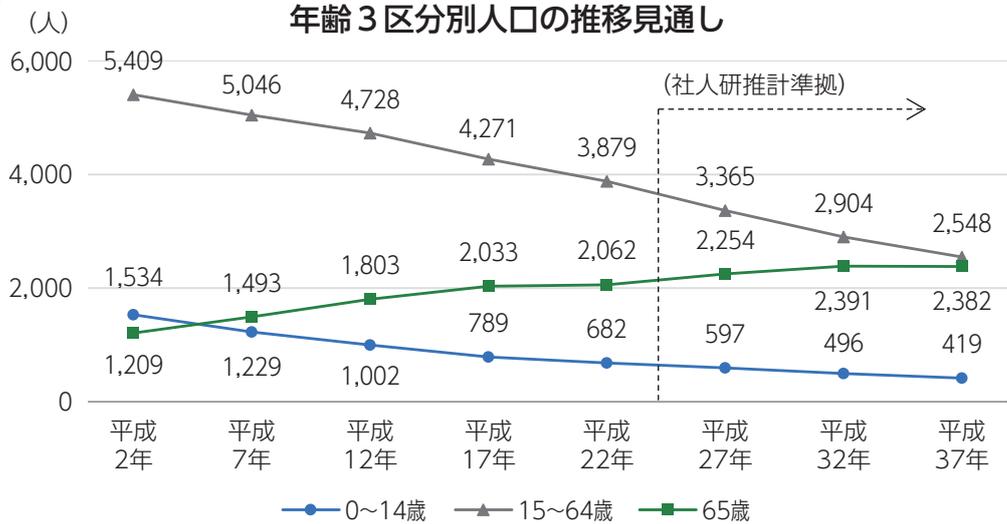


年齢3区分別人口構成比の推移見通し



総務省「国勢調査」より。平成27年以降は社人研による推計に準拠。

年齢3区分別人口の推移見通し



総務省「国勢調査」より。平成27年以降は社人研による推計に準拠。



2 土地利用

土地は、限られた貴重な資源であるとともに、町民生活や経済活動等のあらゆる活動の共通基盤であり、地域の発展を図るためには、土地を高度かつ有効に利用していくことが必要です。このため、土地利用は、国土利用計画法、都市計画法、景観法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等の土地利用関連法令に基づく諸制度を的確に運用し、農地の適正な保全と管理、市街地の秩序ある整備、地域の生活環境の向上、観光拠点のネットワーク化などの推進を図ります。

1. 都市計画及び居住地域

本町においては、町域面積17.00km²のうち、10.68km²（62.8%）が都市計画区域に指定されており、このうち一日市地区の1.02km²で用途地域が指定されております。

このような中、民間事業者等による無秩序な開発を抑制し、緑地の確保や景観の保全等に配慮するとともに、主要地方道秋田八郎潟線と県道道村大川線の接続道路整備による交流人口の拡大や地域産業の振興を視野に入れた良好な都市基盤の整備に努めます。

また、周辺地域を含めた居住地域については、均衡ある生活環境の整備を進め、農業地域との調整を図りつつ、快適で居住性の高い良質な生活空間の形成に努めます。

2. 農業地域

本町の農業振興地域面積は1,459ha（14.59km²）となっており、現況農用地については、本町産業振興の重要な場であるとともに良好な生活環境および自然環境の保全要素であることから、引き続き農業振興地域整備計画に基づき農業生産の基盤となる優良農地の保全に努めます。

また、「経営所得安定対策等大綱」に基づき、担い手の確保及び集落営農組織の育成に努め、食料の安定供給、農地と農村環境の保全など、農業・農村の持つ多面的機能の維持を図ります。

1

施策の体系

将来像

基本目標

基本施策

『人と地域が輝く心豊かな協働のまち』

1. とともに築く連携と協働のまちづくり

①町民との協働
②人権・男女共同参画

2. すこやかに安心して暮らせるまちづくり

①健康づくり
②地域医療
③地域福祉
④高齢者福祉
⑤児童福祉
⑥心身障がい(児)者福祉
⑦社会保障

3. 次世代へつなぐ安全・安心なまちづくり

①交通安全・防犯
②消防・防災
③住宅・住環境
④上水道・生活排水処理
⑤交通体系
⑥循環型社会
⑦生活環境保全

4. にぎわいと活力あふれるまちづくり

①農林漁業
②商工業
③観光
④雇用

5. ふるさと教育で郷土愛豊かなまちづくり

①学校(園)教育
②社会教育
③社会体育

6. 効率的・効果的な行財政運営のまちづくり

①行財政運営
②広域連携

2 施策の大綱

基本目標 1 ともに築く連携と協働のまちづくり

本町に住む人たちが、誇りを持ってこの町で暮らし、いきいきと活動できることを目指して、町民・行政の協働によるまちづくりを進める環境をつくります。

また、まちづくりの前提である人権の尊重や、男女がともに社会参画できる男女共同参画社会の実現に取り組むとともに、地域において町民同士がお互いに助け合えるよう、希薄化しつつある「人と人とのつながり」を強める仕組みづくりを進めます。

1. 町民との協働

町民と行政がより良いパートナーシップを築き、町民との協働によるまちづくりを定着させるための仕組みを構築するとともに、町民参画による自主的な活動を促進し、地域の活性化を図ります。

2. 人権・男女共同参画

町民一人ひとりが人権意識を高め、いじめや虐待、差別や偏見などといったあらゆる人権問題の解消を目指し、人権教育や意識の啓発を推進します。

また、男女が社会の対等なパートナーとして、様々な活動ができるよう男女共同参画社会の実現に向けて、地域社会に根ざした取り組みを進めます。



基本
目標 2

すこやかに安心して暮らせるまちづくり

少子高齢化、若者の都市圏等への流出、核家族化、女性の社会進出が加速度的に進む中、町民が地域ですこやかに安心して暮らすためには、「公助」のみならず、地域の支え合いを中心とした「共助」の精神により、町民が互いに助け合い配慮しながら生活していくことが求められています。

健康と介護予防に向けた取り組みを強化し、社会的弱者といわれる高齢者や障がい者を地域全体で見守る体制づくりを進めつつ、同時に次世代を担う児童がすこやかに生まれ育つよう、子育て家庭への支援を展開します。

1. 健康づくり

町民一人ひとりが、健康で元気に暮らせる長寿社会を実現するため、一次予防としての生活習慣の改善や健康増進に取り組むとともに、早期発見・早期治療へつながるよう、健診等の充実に努めます。

また、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するほか、妊娠・出産・育児の不安を軽減するとともに、子どもたちが健やかに成長できるよう学習機会の提供に努め、妊産婦や乳幼児に対する各種健診や相談体制の充実に努めます。

2. 地域医療

地域住民が安心して適切な医療が受けられるよう、休日・夜間の医療体制、緊急医療体制の充実と地域医療体制の確立に努めます。

また、高度医療や救急医療等については、広域的な医療機関との連携強化に努めます。

3. 地域福祉

誰もが住み慣れた地で安心して生活ができるよう、配食サービス・ボランティア活動・心配事相談・ふれあい安心電話・除排雪支援・買い物支援・平常時や災害時の見守り体制など、在宅福祉活動施策を推進します。そのためには、関係機関・団体との連携が不可欠であり、育成・支援を充実します。また、生活困窮者に対する相談支援体制の構築に努めます。

4. 高齢者福祉

高齢者の自立と社会活動への参加などや生きがいづくりを総合的に支援するとともに、医療・保健・福祉・介護等の関係機関と連携を密にした介護予防体制や地域ケア体制の充実、及び地域で支え合うネットワークシステムの確立を目指します。また、介護給付が必要になった場合の給付体制整備と質の強化を図りながら、認知症施策においても地域ぐるみの見守り体制の強化を図ります。

5. 児童福祉

子育て世帯が安心して子どもを産み育てることができるように、就学前児童の延長保育・一時保育・休日保育・地域子育て支援センター等の保育事業内容を充実します。小学生の放課後の生活については、学童保育、放課後子ども教室を充実させ、同時に中央児童館での地域ぐるみの各種事業・行事を展開します。なお、児童虐待に至らないよう、普段の子育てに関する相談支援体制の強化を図ります。

6. 心身障がい(児)者福祉

障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが本来の望ましい姿であるとするノーマライゼーション*の考え方を広く啓発することをめざします。障がい者の生活を支援するために、福祉サービスの提供や相談支援体制の整備に努めつつ、各種制度の活用につながるよう支援するとともに、就労と社会参加の促進をめざします。さらに、障がい者をサポートする各種団体や家族への支援も強化を図ります。

7. 社会保障

国民健康保険制度や介護保険制度、後期高齢者医療保険制度、国民年金制度など社会保障制度の改革が進められており、これらの制度の健全な運用に努めます。

※ノーマライゼーション
障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々(弱者)が、社会の中で他の人々と同じように生活し活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

基本
目標 3

次世代へつなぐ安全・安心なまちづくり

緑豊かな自然と美しい景観を次世代に引き継いでいくためにも、一人ひとりが環境に配慮した暮らしを意識し、循環型社会の形成に向けて、豊かな自然を守り育てていきます。

一方で、人口減少や少子高齢化の進む中、町民が安心できる快適な生活環境の実現や持続可能な社会の形成を目指し、景観や自然環境を損なわない土地利用を推進するとともに、安全・安心まちづくりの基礎となる、消防・防災・救急体制の構築や交通事故防止施策、防犯体制の強化を地域全体で取り組みます。

1. 交通安全・防犯

交通事故や犯罪のない生活環境の構築のために交通安全活動、防犯活動を関係機関、地域住民、行政が一体となって取り組み、町民みんなが安全で安心して暮らせるまちづくりに努めます。

2. 消防・防災

大規模災害に備えた災害に強いまちづくりを推進するために、地域防災計画に基づいた防災対策を推進します。特に「自助」「共助」「公助」の防災意識の高揚を図り、災害時の被害軽減に努めます。

3. 住宅・住環境

安全・安心な住まいづくりの実現のために、民間住宅への住宅改善や耐震性向上などに関する情報提供を行い、空き家を含めた住環境の整備を促進するとともに、町営住宅を適正に供給するため、老朽化した住宅の修繕・建替を計画的に進めます。

4. 上水道・生活排水処理

安全でおいしい水を安定的に供給する給水事業の充実のため、水道施設の老朽化対策などを長期的視点に立った整備に努めます。

また、快適な生活環境の確保と自然環境の保全を図るため、生活排水処理施設の計画的な維持管理を行い、未整備地区の水洗化を進めます。

5. 交通体系

産業の発展や快適な生活のため、国道や県道の整備促進に向けた関係機関への要望や町道の改良・維持管理の充実に努め、町民のニーズに対応した道路整備を進めるとともに、冬期間の安全な道路交通の確保を図るため、きめ細かな除排雪に努めます。

基本目標 4

にぎわいと活力あふれるまちづくり

産業振興により町を豊かにすることは、地域経済の活性化や町民の活力の向上につながるほか、新たな雇用の場の創出や若年層の定住にもつながります。そのため、社会の変化や時代のニーズに柔軟に対応し、各産業が地域の資源・魅力・特色などを最大限に活かした取り組みが求められています。

そのため、各産業において効果的な支援を行うとともに、産業間の連携を深め、相乗効果を生み出せる仕組みをつくり、町民と一体となった産業振興を進めます。

1. 農林漁業

本町の基幹産業である農業の振興の強化は、町全体の所得向上と活性化につながります。そのため、人口減少や高齢化による生産力の低下対策として、後継者等による農家担い手の育成支援や労働力不足に課題がある農家への人的な支援を行い、営農が継続できるような仕組みづくりを推進します。

また、一方で、地域農業の共同化や法人化をすすめ、農業経営体質強化を図るとともに、農林漁業の活性化対策として、生産物の磨き上げによるブランド化の確立や販路拡大等に取り組み、所得の向上につながる仕組みづくりを進めます。

2. 商工業

商業において、商店街の魅力を向上させることは、新たな消費の喚起と賑わいにつながるほか、経済の活性化にもつながります。

安全で便利に買い物ができる環境づくりのため、空き店舗や空き地を積極的に活用できる仕組みづくりを進めるとともに、商工会などと連携を図り、既存企業の規模拡大や起業家に対する対策を推進します。



3. 観光

観光客を町に呼び込み、交流人口の拡大を図ることは、新たな消費と経済効果の拡大につながります。

本町の秋田県指定無形民俗文化財の「一日市盆踊り」、「願人踊」をはじめ、自然・文化・歴史などの地域資源を活用し、観光が町の主要産業の一つとなるよう、各種団体との連携を図りながら、観光客のリピーター化を目指した取り組みを進めます。また、町や観光協会等のホームページ等を活用した情報発信の強化を図ります。

4. 雇用

若年層やAターン希望者が積極的に起業または後継者として、就労できる取り組みを進め、雇用の拡大を図ります。

また、次代を担う子どもを対象に、将来にわたって町の産業発展につながるよう、商工業における体験学習等の取り組みを推進します。



基本目標 5

ふるさと教育で郷土愛豊かなまちづくり

すべての町民が、ふるさと教育による学びと文化にふれあい、郷土愛豊かなまちづくりを進めます。将来を担う子どもたちが、個性を伸ばし豊かな心を育てる教育環境と施設整備の充実に努めます。

また、あらゆる世代の町民が楽しみながら学ぶことのできる生涯学習の確立と健康で豊かな生活の実現のために社会体育の推進を図ります。

1. 学校(園)教育

現存の八郎潟中学校を一部改修して、併設型の小・中学校の開設を念頭においた小中連携教育を推進するとともに、幼保小の連携・交流会の充実に努めます。

本町の児童・生徒には、アクティブ・ラーニング*で生きる力に必要な、知・徳・体を身に付けた実践力のある子供の育成を目指し、キャリア教育やふるさと教育を推進するとともに、個に応じた学習・生活を支援するインクルーシブ教育*の構築に努めます。

2. 社会教育

生涯学習環境を整え、「町づくり、人づくり」のための学習機会の提供に努めるとともに、交流施設「はちパル」で各種イベントを開催します。また、学校支援地域本部等の設置により、本町がもつ豊かな環境や人材を機能させる施策を講じます。

ほかに、町の歴史や文化を正しく伝えるために、文化財の保存、民俗芸能の後継者育成に努めます。

3. 社会体育

オリンピック記念会館を拠点として、町民が健康で豊かな生活の実現のために、各種大会及び教室を開催し、生涯スポーツ、コミュニティスポーツの生活化に努めます。

また、体育協会と連携して、指導者の確保と養成、資格取得等の資質向上に努めるとともに、スポーツクラブの運営支援と普及に努めます。

※アクティブ・ラーニング
課題を見つけ、解決に向けて探究し、成果を表現するまでの過程を、学ぶ側が主体的に行う学習方法。

※インクルーシブ教育
障害のある者とない者が共に学ぶことを目指す教育。

基本
目標 6

効率的・効果的な行財政運営のまちづくり

町民自らが町をよりよいものとするための知恵や工夫を見出し、地域全体で住みよさをつくるため、コミュニティ活動の支援や広報・広聴活動の充実による情報共有に努めるとともに、行財政運営については、継続して行財政改革を推進し、効果的で柔軟な行政運営、健全な財政運営に取り組みます。

加えて、近隣自治体と広域的な連携を図り、本町や近隣自治体の住民にとって有益なまちづくりを進めます。

1. 行財政運営

人口減少や少子高齢化の進行などにより、地方自治体を取り巻く社会経済環境が大変厳しいなか、限られた財源で住民福祉の向上と持続可能な自治行政を進めるためには、徹底した行財政の簡素・効率化を推進し、財政の健全化に努めます。

2. 広域連携

日常生活圏の拡大や経済活動の広域化に伴い、広域連携により処理することが効率的・効果的な事務事業については、町民サービスの向上及び効率的な維持・運営を目指し、近隣市町村との連携・協力を進めます。



第3編

基本計画

ともに築く連携と協働のまちづくり

1

町民との協働

現状と課題

町民ニーズの多様化や複雑化、厳しい経済状況、地域活動の活発化、本格的な地方分権などに対応するためには、行政主導の一律のまちづくりには限界があり、これまで以上に町民と行政が協働してまちづくりを進める必要があります。

本町では、これまでも地域のまちづくり活動を支援してきましたが、少子高齢化や核家族化、社会環境の変化などにより地域の相互扶助機能の低下が進むものと懸念されることから、今後はさらに、町民の自主活動の促進や地域のまちづくり活動を支援し、地域コミュニティの活性化及び機能強化、町民の自治意識の高揚を図る必要があります。

基本方向

町民との協働によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの中心的存在である各町内会をはじめ、ボランティア団体・NPO法人など各種住民団体の活性化を図るとともに、町民・企業など多様な主体間の連携・協働、シニア世代をはじめとする地域人材の多様な能力の活用を進め、町民自らの手でまちづくりを推進する「町民主役」のまちづくりを目指します。

主要施策

施策の名称	施策の内容
(1)町内会等の活性化支援の促進	■町民参画による地域の活性化を図るため、町内会・ボランティア団体・NPO法人など各種住民団体の活性化支援の促進を図り、自主的・主体的な運営を推進します。
(2)シニア世代の活用促進	■元気なシニア世代のスキルやノウハウを活用し、様々な分野においてシニアが活躍できる仕組みを構築します。



みんなで築くまちづくり

①各町内会活動やまちづくり活動に積極的に参加し、地域のつながりをつくりましょう。

②日頃からお互いに声かけや見守りをして、町民同士のつながりを強めていきましょう。

成果指標

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)
(1)地域活性化助成金の活用	H26	23件	27件
(2)各種住民団体が主催するイベントへの支援件数	H26	3件	6件



2

人権・男女共同参画

現状と課題

まちづくりの前提として、人権の尊重は必要不可欠なものとなります。本町では、人権啓発や人権教育などを通じて人権教育の推進などに取り組んでいますが、人権問題は依然として残されており、近年では、高齢者・子どもに対する虐待、ドメスティック・バイオレンス*など様々な問題が発生しています。そのため、町民のライフステージに応じたあらゆる場と機会を活用し、人権教育・啓発を推進していくことが求められます。

また、男女がそれぞれの個性と能力を活かし、ともに社会参画できる男女共同参画社会の実現が求められています。本町では、平成24年に新八郎潟町男女共同参画計画を策定し、男女共同参画が可能な環境の整備に努めていますが、今後とも男女共同参画意識の啓発に取り組むとともに、あらゆる分野において男女がともに参画できる機会の拡充などを進める必要があります。

基本方向

すべての町民の人権が尊重される社会の実現に向けて、人権問題を正しく理解し、認識できるよう、教育・啓発を進めます。

また、男女が対等なパートナーとして、人権を尊重しつつ責任も分かち合い、あらゆる分野の活動に参画し、その能力や個性を発揮できる環境づくりを進めます。

主要施策

施策の名称	施策の内容
(1)人権教育と啓発の推進	■すべての町民の人権が尊重される社会づくりを目指し、行政内部はもとより、学校・家庭や地域、職場などのあらゆる場を通じ、各人権問題に関する教育・啓発を効果的・継続的に実施します。また、人権教育・啓発を推進するため、関係機関や団体との連携を強化します。
(2)男女共同参画の推進	■新八郎潟町男女共同参画計画により総合的かつ計画的な推進を図るとともに、女性団体との連携や各種審議会委員への女性の登用など、男女がともに町政に参画する機会の充実に努めます。

※ドメスティック・バイオレンス
夫や恋人など、親密な関係にあるパートナーから受ける暴力。



第3編
第1章



みんなで築くまちづくり

- ①人権問題について理解を深め、自分や他人の人権を尊重し、行動に結びつけていきましょう。
- ②性別による固定的な役割分担を見直しましょう。

成果指標

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)
(1)各種審議会等への女性委員の登用割合	H27	25.0% (28人)	30.0% (34人)



関連する個別計画

◆新八郎潟町男女共同参画計画



すこやかに安心して暮らせるまちづくり

1 健康づくり

現状と課題

全国的に少子高齢化が進行する中で、本町では生涯を通じて健康でいきいき暮らせるまちづくりをめざし、健康対策の充実強化に取り組んでおります。

しかしながら、生活習慣病は年々増加傾向にあり、本町における死亡原因はがんが全体の約4割を占め、心疾患や脳血管疾患による死亡をあわせると全体の6割にのぼっています。また、受療状況をみても生活習慣病が全体の受診者の6割（受診件数）を占めています。

今後ますます高齢化が加速する中、病気の治療や介護負担が増大することが予測されます。健康寿命の更なる延長、生活の質の向上を実現するために、健康を増進し疾病の発症を予防する「一次予防」に重点を置いた対策の推進が重要となります。

少子化に伴い、子育て環境は大きく変化してきています。母子共に健やかに暮らせるよう、妊婦、乳幼児健康診査、新生児・乳児訪問、各種育児教室や相談等、妊婦から乳幼児、青少年期を通じ一貫した母子保健活動を推進しています。

基本方向

平成26年に「地域で支え合いみんなが健康で安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とする「はちろうがた健康増進計画」並びに「はちろうがた食育推進計画」が策定されました。この計画に基づき、健康づくり事業の取り組みを推進します。

保健・医療・福祉が連携し、必要なサービスが受けられる環境の整備を図り、一人ひとりが健康で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

住み慣れた地域で生涯を健康に過ごすために、町民自らの意識を高めていく町民主体の取り組みを推進します。また、地域の活動団体や健康づくりの関係者とも十分に連携を図り、効果的な健康増進の取り組みを推進します。



第3編
第2章

主要施策

施策の名称	施策の内容
(1)健康づくりの推進意識の高揚と町民の主体的な健康づくりへの支援	<p>■保健センターを拠点に、町民一人ひとりが健康管理意識を高め、生涯にわたって健康で生きがいのある暮らしができるよう健康づくりの推進を図ります。</p> <p>■保健委員や食生活研究会、メンタルヘルスサポーターの会や結核予防婦人会等、町民による自主組織の育成支援を推進します。</p>
(2)健康診査の充実と保健事業の強化	<p>■住民の疾病予防のため、検診体制の充実を図り、各種検診の受診率を高め、早期発見・早期治療につなげます。</p> <p>■各種健康教室・相談等を開催し、健康に関する知識の普及や相談体制の充実を図ります。</p>
(3)母子保健の充実	<p>■時代を担う子どもたちの生涯を通じた健康を、家庭や地域全体で支えていくことができるよう、また、妊娠・出産・子育てが安心してできる環境整備や確保のために、保健・医療・福祉および教育機関等と連携して、母子保健対策を総合的かつ効果的に推進します。</p>
(4)心の健康づくり・自殺予防	<p>■秋田県は自殺率が高く、自殺予防対策は今後の保健活動の大きな課題となります。また、今日の社会においては、ストレスなど心身の健康を阻害する要因が多様化しています。心の健康に関する教室や相談の開催、町内会やメンタルヘルスサポーター等の実践活動への支援の強化を図ります。</p>

みんなで築くまちづくり

- ①「自分の健康は自分で守る」を基本に、健康な生活習慣の確立に努めましょう。
- ②各種健康診断を定期的に受診し、疾病の早期発見・早期治療に努めましょう。
- ③みんなで声をかけあい、健康教室等、健康づくりの事業に参加しましょう。
- ④心の健康について関心を持ち、自分ができることについて学ぶため、教室等に参加しましょう。

成果指標

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)
(1)働き盛りの特定健診の受診率	H26	45.1%	60.0%
(2)働き盛りのがん検診の受診率	H26	胃がん 24.0% 大腸がん37.0%	胃がん 37.0% 大腸がん53.0%
(3)働き盛りの精密検査の受診率	H26	胃がん 72.0% 大腸がん73.9%	胃がん 85.0% 大腸がん80.0%
(4)内臓脂肪症候群および予備群の割合	H26	23.7%	15.0%



関連する個別計画

- ◆はちろうがた健康増進計画
- ◆はちろうがた食育推進計画





2 地域医療

現状と課題

町民が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、医療の確保は年齢に関わらず欠くことのできないものであります。こうした中で、町内の医療体制は限られた医療機関に委ねられており、大きな役割を果たしております。

八郎潟町の医療機関を見ると、医院2カ所、歯科医院が2カ所あるほか、広域での医療を担う湖東厚生病院があります。しかし、医師不足により救急医療体制が整備されていないのが現状です。今後、高齢化の急速な進行とともに医療へのニーズはますます高度化、専門化していくことが予想されます。町、地域住民が一体となった医師確保対策を推進し、町内外の医療機関との連携による地域医療体制の充実を図る必要があります。

基本方向

保健・医療・福祉政策においては、重大な疾病等に陥ることがないように予防に重点を置いた取り組みが進んでいます。町民においても、定期的に健診(検診)を受ける、かかりつけ医を持つなどの予防を心がけ、重大な疾病等に陥ることを防ぐことも重要であり、町、関係機関と協議してまいります。

主要施策

施策の名称	施策の内容
(1)地域医療(体制)の充実	■生涯を通じ、心身ともに健康で、安心して暮らすことができるよう、保健・福祉・医療が連携し、プライマリ・ケア*の推進を図り、健康寿命の延伸を目指します。

みんなで築くまちづくり

- ①医療に関する情報を積極的に入手し、医療に対する関心と理解を深めましょう。
- ②健診を積極的に受診するなど、自分で健康に心がけ、病気予防の意識を持ちましょう。
- ③健康管理のため、かかりつけ医を持ちましょう。

*プライマリ・ケア
総合的な保健医療活動で、治療や予防、健康増進のための保健サービス。

3 地域福祉

現状と課題

地域福祉の担い手として、民生委員・児童委員をはじめ、社会福祉協議会やNPO法人、町内会などが、見守りや様々な福祉活動を行っています。高齢化の進行や核家族化、地域との関わりを持たない人の増加が進む中、関係機関・団体との連携を深め情報を共有しながら、体制を強化していくことが必要です。

経済的困窮やひきこもりによる社会的孤立など、様々な課題を抱えた人びとが増加しています。平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行となり、その支援についてはまだ入口に立ったばかりです。貧困の連鎖を断ち切るためにも、早め早めの支援が求められています。

基本方向

社会福祉協議会が町民のニーズを反映させた「第3次地域福祉活動計画(H27～H31)」を策定しており、これに基づいた取り組みを推進します。

また、関係機関や団体と連携し、地域で支え合う体制を充実します。

主要施策

施策の名称	施策の内容
(1)在宅福祉活動施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■これまで社会福祉協議会が実施してきた「配食サービス事業」「ボランティア活動事業」を継続支援します。また、町が事業を委託してきた「心配ごと相談事業」「ふれあい安心電話運営管理事業」をさらに推進していきます。 ■在宅での暮らしを支えるための除排雪支援、買い物支援策の構築に努めるとともに、公共交通機関の利便性の向上に努めます。さらに、災害時要援護者に対する見守りや、救急医療情報キットのさらなる普及を進め管理体制を強化します。
(2)関係機関・団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ■民生委員・児童委員への活動支援、地域福祉協力員への活動支援、社会福祉協議会やNPO法人の育成支援を充実します。
(3)生活困窮者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ■社会問題にまで表面化してきた引きこもり者の本町の実態把握を進めながら、生活困窮から脱却できるような支援策の構築に努めます。また、生活保護に至らないよう、福祉事務所と連携しながら支援につなげます。



みんなで築くまちづくり

①地域で高齢者や障がい者などの社会的弱者を見守り、気遣いしましょう。

②普段から地域に関心を持ち、人々に声をかけ合い、コミュニケーションを図りましょう。



関連する個別計画

- ◆第6期八郎潟町高齢者福祉計画・介護保険事業計画
- ◆第3次八郎潟町地域福祉活動計画

4 高齢者福祉

現状と課題

平成27年度の本町の65歳以上の高齢化率は、10年前に策定した第5次基本計画における予測33.4%を上回る36.2%となっており、その加速度が高まっています。

高齢者の福祉に関する施策については、「八郎潟町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、高齢者に対する保健福祉事業と介護保険事業を総合的に推進しています。今後も、高齢者の生活実態やニーズを把握し、計画に基づいた適正な事業の推進が必要です。

少子高齢化や生活様式の多様化などによって、ひとり暮らし高齢者の増加や地域コミュニティの希薄化が進み、家庭や地域における介護力の低下が懸念されています。住み慣れた地域で安心して生活ができるようにするため、医療・介護・予防・住まい・生活支援を総合的に提供する「地域包括ケアシステム」を構築する必要があります。

高齢者が社会参加や生きがいなどを求めており、地域や社会活動への参加意識が高まっています。こういった高齢者の志向やニーズを踏まえ、活動の機会を提供していくことが望まれます。

基本方向

社会参加を通じた高齢者の生きがいづくりを進めるとともに、医療機関や介護施設、地域団体などとの連携による支援体制の充実強化を図り、高齢者が地域で元気に暮らせるよう支援します。





主要施策

施策の名称	施策の内容
(1)地域ケア体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ■医療、保健、福祉、介護等の関係機関と連携を密にした介護予防支援体制や地域ケア体制の充実、地域包括支援センターを核とした相談窓口の機能強化に努めます。 ■高齢者が自立した生活を送ることができるよう、介護保険総合事業に位置付けられる生活支援サービスの充実を図ります。 ■介護福祉サービスの内容や地域ケア体制の重要性を、地域住民へきめ細かく啓発します。 ■高齢者が安全・安心に生活できるよう、地域で支え合うネットワークシステムの確立を図ります。
(2)介護保険給付制度の普及	<ul style="list-style-type: none"> ■要介護者になってしまった場合は、訪問介護や通所介護などの居宅系サービス及び特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設系サービスを、それぞれ要介護者の身体的状況と居住環境を考慮しながら、介護サービスが受けられるよう体制の整備と質の強化を図ります。
(3)認知症施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」を踏まえた認知症の予防（早期発見・早期対応含む）、認知症地域連携の強化、認知症ケア人材の育成など、認知症の人やその家族の視点に立った総合的な取組を推進します。
(4)高齢者の積極的な社会参加	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者の健康増進をめざしたスポーツ、レクリエーションや趣味を生かした文化活動等、生きがいづくり事業を推進します。 ■シルバー人材センター等による高齢者の雇用・就労の場の確保に努めます。 ■世代間の交流活動等の展開を図ります。

みんなで築くまちづくり

- ①町内会や老人クラブ、婦人会など、地域での仲間づくりやサークル活動などに参加しましょう。
- ②自分の健康、体力を維持し、みんなで声をかけ合い誘い合って、一緒に介護予防活動や健康づくりに取り組みましょう。
- ③認知症への理解を深め、町で見かけたら声をかけ合いましょう。
- ④介護保険制度の仕組みを知り、介護が必要になった場合に備えましょう。

関連する個別計画

◆第6期八郎潟町高齢者福祉計画・介護保険事業計画



5 児童福祉

現状と課題

少子化や核家族化、親の就労形態の多様化等により子どもを取り巻く環境は大きく変化し、子どもたちの遊び場・体験の不足等により家庭や地域の子育て機能・教育力が低下していると言われています。このような中、地域をあげて社会全体で子ども・子育てを支援する国の「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度からスタートしています。

保育園の一時保育、延長保育、休日保育を保護者のニーズや実情に合わせてサービスを提供しています。地域子育て支援センターは、八郎潟保育園内に設置していましたが、平成27年5月からは「えきまえ交流館はちパル」に場所を移し、他市町村からの利用者も増え子育て世帯の交流の場として賑わっています。学童保育については平成23年度から対象を小学生全学年に拡大し、教室も2クラスに増えています。

中央児童館については、児童館運営協議会を年1回開催し、地域やボランティアの方の意見を聴きながら運営方法や事業活動を行っています。平成26年度までは、学童保育を中央児童館で実施してきましたが、利用者増から体育館が狭くなり、平成27年度から学童保育がはちパルに移った関係で、のびのびとした環境作りが図られています。

児童虐待防止では、児童相談所や福祉事務所の家庭相談員、町内幼保小中学校、警察、主任児童委員、町関係部署等で構成する「要保護児童対策地域協議会」を設置し、見守りや相談活動につなげていますが、より一層の連携が求められています。

「子ども・子育て支援新制度」に基づいた幼児期の教育・保育事業の一体的な推進が求められており、認定こども園の設置に向け検討を進める必要性があります。

基本方向

安心して子どもを産み育てられるまちづくりに向けて、子育て支援体制の充実を図るとともに、家庭・地域・学校・企業・行政が一体となった取り組みを進め、あたたかい目で見守る地域づくりをめざします。

「子ども・子育て支援新制度」をふまえた平成26年度策定の「八郎潟町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援体制の質と量の充実を図りながら、総合的な子ども・子育て支援策を推進します。



主要施策

施策の名称	施策の内容
(1) 保育サービスの充実	<p>■午後6時から7時までの延長保育を継続して実施します。一時保育と休日保育については、保護者のニーズとサービス提供事業者の実情を踏まえつつ、さらに利用しやすい内容の構築に向け検討を重ねます。また、就学前児童数を考慮し、保護者が教育・保育の利用を希望する際の選択肢として、認定子ども園の設置について検討します。地域子育て支援センターでは、はちパルでの実施を契機に他市町村の子育て世帯との交流も展開しながら、子育てに関する相談、情報の提供などを引き続き継続します。</p>
(2) 放課後子ども総合プランの推進	<p>■小学生の放課後の生活については、次世代育成支援に関わる放課後子ども総合プランに位置付けた「放課後児童クラブ（学童保育）」及び「放課後子ども教室」の実施を着実に推進します。双方の事業の円滑化に向けては、運営協議会等で教育委員会と福祉課の情報交換を行い、ニーズに即した事業展開を図ります。</p>
(3) 児童健全育成の推進	<p>■地域の集会所となっている地域児童館の今後の在り方について、児童遊園も含めより安心して児童が遊ぶことのできる環境の確保に向け、関係者と慎重な協議を重ねます。全町児童を対象とした中央児童館については、小学校就学日にあっては学童保育との役割の違いを意識しつつも、休日等にあっては児童参加型の各種事業や行事を推進します。またボランティア団体など各種団体と連携し、地域交流・世代間交流を進め、児童の健全育成に努めます。</p>
(4) 児童虐待防止策	<p>■児童虐待については、普段から幼・保・小中学校や警察、地域住民等との情報交換を行いながら、併せて要保護児童対策地域協議会や児童相談所など関係機関との連携強化に努めます。また、虐待に至らないよう、普段の子育てに関する相談体制を強化します。</p>

みんなで築くまちづくり

- ①安心して子育てができるよう、地域全体が協力し合い、あいさつを励行しながら温かい町づくりをめざしましょう。
- ②児童の健全育成のため、子どもの事故防止、防犯等、地域ぐるみで子育てを支える気持ちを育みましょう。

関連する個別計画

◆八郎潟町子ども・子育て支援事業計画



6 心身障がい(児)者福祉

現状と課題

障がい福祉サービスは、平成18年度から「障害者自立支援法」が施行（平成24年6月には「障害者総合支援法」に改称）され、それまでの障がい種別ごとの提供から障がい種別に関係なく提供される共通のサービスに変わりました。障がいを持った人を取り巻く社会情勢や環境は大きく変化していることから、多様な施策展開ときめ細かな支援が必要になっています。

障がいを持った人が豊かに暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、多様化するニーズに対応し、地域ぐるみで支え合っていくため関係する機関や団体間の協力体制の整備が求められています。

基本方向

障がい(児)者の福祉に関する施策については、「八郎潟町第4期障がい福祉計画・障がい者基本計画」を策定し、総合的、計画的な施策の推進を図っています。今後も、障がい(児)者のニーズや状態に合った適切な支援体制の整備を進め、障がい(児)者が地域社会で安心して自立した生活ができるまちづくりを目指します。また、地域で福祉を担う人材・組織を育み、地域で支え合う福祉の充実を図ります。





※ノーマライゼーション
障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々(弱者)が、社会の中で他の人々と同様に生活し活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

主要施策

施策の名称	施策の内容
(1)生活支援の充実	<p>■生活を支える様々な利用者本位の障がい福祉サービスの提供が可能となるよう、サービスの提供体制の充実を促進します。同時に、適切なサービスへつなぐための相談体制の整備に努め、日常生活給付等の地域生活支援事業の内容を充実します。</p> <p>■各種手当や減免制度などの経済的な支援について、より一層の周知に努めます。</p> <p>■意思疎通の円滑化について引き続き支援するとともに、外出の際に移動が困難な人には、交通費の助成など移動支援の充実を努めます。</p> <p>■地域での活動の場となる公共的建物・施設や道路などのバリアフリー化に取り組むなど、誰もが共通して利用しやすい環境づくりに努めます。</p>
(2)理解と協力の拡大	<p>■障がいや障がい者に対する町民の理解を深め、ノーマライゼーション*の理念に立脚したまちづくりを進めるため、啓発・広報活動の推進やボランティア活動の促進、学校や地域における福祉教育の推進、障がい者と健常者の交流・ふれあいの機会づくりに努めます。</p> <p>■障がい者を身近で支える家族の心身の疲労をいくらかでも軽減できるよう、サポート体制の強化を目指します。</p>
(3)就労と社会参加の拡大	<p>■障がい者の雇用促進に向け、ハローワーク等の関係機関との連携による相談・情報提供の推進、事業所への啓発等に努めます。</p> <p>■生活介護や自立訓練、就労移行支援、就労継続支援をはじめ、日中の活動や就労を支援する日中活動系サービスの提供体制の充実を促進します。</p> <p>■障がいのある人の社会参加の促進、家族の交流を促進するため、既存の当事者団体に対しては補助金の給付を継続するとともに、運営に対する支援に努めます。また、新たな当事者団体が発足した場合も同様に支援します。</p>

みんなで築くまちづくり

- ①住み慣れた地で障がい者が自分らしい生活ができるよう、心のバリアフリーを地域住民みんなで作り、障がい者への理解を深めましょう。
- ②障がい者を見守り、いっしょに地域行事に参加しましょう。
- ③障がい者の積極的な雇用に努めましょう。

関連する個別計画

◆第4期八郎潟町障がい福祉計画・障がい者基本計画



7 社会保障

現状と課題

国民健康保険については、他の健康保険の加入者に比べて平均年齢が高く、平均所得が低い状況です。自営業者に加え、所得の少ない定年退職後の年金生活者や非正規労働者らが加入対象という構造的な要因によるものです。

保険者として、町民がこれからも安心して医療を受けられるよう、保健事業の推進や保険税の収納率向上等、国保事業の健全な運営に努める必要があります。

後期高齢者医療保険については、「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行によって、平成20年4月1日から始まった後期高齢者医療保険制度です。加入者は、自己負担金額が1割（高額所得者は3割）負担となり、保険料は他の健康保険と比較し安くなっております。

この制度の運営にあたり、広域連合と町が役割分担を明確にしつつ、相互の連携を密にしながら、現行制度の周知と効率的な運営を図ることが必要であります。

国民年金制度については、年金加入者全体で支えあう仕組みとなっている一方で、年金制度への不安や近年の社会情勢の変化により、年金保険料の未納者が増加傾向にあります。このことから年金制度の啓発を図り理解を深めていくことが重要となります。

基本方向

国民健康保険については、平成30年度より、国保の運営主体を市町村から都道府県に移管する医療保険制度改革の実行を決定しました。各市町村が行っていた国民健康保険事業はほとんど変わらないのが現状です。これからも進む高齢化や疾病構造の変化に対応し、特に高齢者の医療費の伸びを抑制するため、生活習慣病の一次予防対策や高齢者の生きがいづくり対策を中心とした事業を推進します。今後も地域に密着した国民健康保険事業を展開していきます。

後期高齢者医療保険については、近年の少子高齢化社会において最も重要な制度であり、また、65歳以上の重度の障がいを持つ方（身体障害者手帳1級～3級）も加入することができ、福祉医療制度と合わせて高齢者の医療費負担の軽減につなげることを目標にしております。



第3編
第2章

主要施策

施策の名称	施策の内容
(1)国民健康保険制度の推進	■国保データベースシステムを活用した疾病要因などの分析により、保健師とタイアップした健康教育・疾病予防事業を行い、町民の健康づくりを支援する国民健康保険事業を積極的に推進します。
(2)保険税の収納率向上	■国民健康保険事業の安定運営を担う国民健康保険税の税収確保に努めます。そのため、収納担当課と協力しながら、滞納者への個別徴収など具体的な計画を立て、収納率の維持に努めます。
(3)後期高齢者医療制度の推進	■後期高齢者医療広域連合とタイアップし、医療制度の内容の周知に努めると共に、安定運営推進のため、医療費の適正化に努めます。
(4)広報活動の充実と周知徹底	■国民健康保険制度並びに後期高齢者医療制度が町民生活に必要不可欠であることをわかりやすく説明し、広報活動の充実に努めます。制度の仕組みや医療費の状況など、わかりやすく具体的にお知らせするために、パンフレット等の配布、広報への記事掲載、インターネットの活用等で町民の理解を深めます。
(5)福祉医療制度の推進	■福祉医療制度の周知と国保・後期高齢者医療と一体となった保健事業の推進に努めます。また、医療費の適正化対策の強化に努めます。
(6)健康診査等事業の推進	■年々伸びている医療費を抑制する為にも、疾病の早期発見・早期治療を目的として、今後未受診者への受診勧奨、検診受診後のフォローアップ体制の充実を図ります。
(7)国民年金制度の啓発	■年金保険料の免除、猶予など年金制度の周知を図るとともに年金相談に適切に対応するため、秋田年金事務所など関係機関と連携し、相談体制を充実します。

みんなで築くまちづくり

- ①健診を受けて、病気の早期発見に努めましょう。
- ②声をかけあい、各種事業に積極的に参加しましょう。
- ③制度の仕組みについて理解しましょう。
- ④国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は納期限内に納めましょう。

成果指標

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)
(1)特定健診受診者数	H26	547人	780人
(2)国民健康保険税収納率	H26	94.54%	100%
(3)後期高齢者医療保険料収納率	H26	100%	100%

次世代へつなぐ 安全・安心なまちづくり

1

交通安全・防犯

現状と課題

住み良い安全安心なまちづくりは、日常生活を送るうえで最も重要な基礎となります。その中で、交通安全対策・防犯対策は、本町まちづくりに欠かせない重要施策でもあります。

本町の道路交通網は、秋田自動車道（五城目・八郎潟インター）、国道7号、県道秋田八郎潟線（アクセス）、町道の整備などで、一層交通の利便性が高まる一方で、交通事故対策も急務となります。県内の交通事故件数は、年々減少傾向にあるものの高齢運転者による事故は増加傾向にあり、交通死亡事故では高齢者が半数を占めています。更に交通被害者では、「歩行者・自転車」すなわち交通弱者側の犠牲者が「乗車側」の数を超えて第1位となっていることから、これらを踏まえた交通事故防止対策が必要になります。

また、近年は巧妙な手口による特殊詐欺（オレオレ詐欺・架空請求詐欺・融資保証詐欺・還付金詐欺）や犯罪の凶悪化・犯罪者の低年齢化・犯罪被害者の低年齢化が大きな問題となっており、更に児童・生徒の登下校時に多発している不審者の声かけ事例など、犯罪の被害に巻き込まれる可能性が高まりつつあります。今後は更に管理されない空き家の増加に伴う犯罪が懸念されることからその対策を講じる必要があります。

基本方向

交通安全については、交通事故防止のために関係機関と連携し、地域全体で交通安全運動に取り組み、啓蒙活動を推進します。その対策として、街頭指導・町内巡回指導・広報活動を定期的実施するとともに、幼児・児童・生徒・高齢者（交通弱者）の交通事故防止に努めます。

防犯については、犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会構築のために、関係機関と連携しながら地域全体で防犯活動を推進し、防犯意識の高揚を図ります。また、児童・生徒が犯罪の被害者にならないよう通学時間帯のパトロールを強化して安全確保に努めます。



主要施策

施策の名称	施策の内容
(1)交通安全活動の推進	<p>■関係機関・団体との連携体制を強化し、交通安全街頭指導や交通指導車による町内巡回指導を実施して、事故防止啓発に努めます。</p> <p>■交通事故から交通弱者を守るため、幼稚園、小・中学校及び老人クラブと連携し、交通安全教室や高齢者交通安全体験型講習会を毎年開催し、事故防止対策を推進します。</p> <p>■町内会、関係機関・団体の協力を得ながら交通安全施設の点検、修理を迅速に行います。また、危険箇所への注意喚起看板等の設置を行うなど、事故防止対策を推進します。</p>
(2)防犯活動の推進	<p>■防犯パトロール車による町内パトロールを主に下校時間帯に実施して犯罪未然防止に努めます。</p> <p>■町民の防犯意識を高めるため、広報などによる啓発活動や被害情報等の周知を図り、被害防止対策を推進します。</p> <p>■関係機関・団体と連携体制を強化し、特殊詐欺の防止運動を展開するなど、被害防止対策を推進します。また、被害者への相談窓口体制を整備します。</p> <p>■空き家等対策の推進に関する特別措置法、空き家等の適正管理に関する条例に基づく適正管理を講じるとともに空き家等の有効活用を含めた対策を推進します。</p>
(3)組織の育成と強化	<p>■交通指導隊・交通安全協会・防犯協会等関係団体の育成と活動支援を行い、安全安心なまちづくりを推進します。</p>

みんなで築くまちづくり

- ①一人ひとりが交通ルールを守り、交通事故防止に努めましょう。
- ②交通弱者を守るため、運転マナーを守りましょう。
- ③安全安心な住み良いまちづくりを築くため、交通安全活動、防犯活動に参加・協力しましょう。各町内会活動やまちづくり活動に積極的に参加し、地域のつながりをつくりましょう。

成果指標

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)
(1)崩壊のおそれがある危険空き家解体の推進（危険空き家戸数の減）	H26	15戸	12戸

2 消防・防災

現状と課題

環境の変化に伴い多様化・大規模化する自然災害や火災から町民の生命及び財産を守り、安心して暮らすためには、火災の未然防止対策や有事の際の対応に万全の体制を整える必要があります。

本町における防災の総合的な計画である「地域防災計画」に基づき、防災行政無線、J-ALERT*など災害情報の町民への迅速な情報伝達手段の構築、防火水槽・消火栓、防災資機材等を整備し、火災や地震及び近年、温暖化により進む気候変動で大きな被害をもたらしている風水害などあらゆる災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

また、今後は災害の軽減を図るために、「自助」・「共助」・「公助」の連携が重要です。これを実現するためには、地域の自主防災組織の育成・防災意識の高揚に努め、町民参加による防災対策の推進を図ることが必要となります。

消防団は地域において身近な存在であり、防火活動、風水害等の災害防護活動など、町民の安全・安心の確保のために果たす役割は大きいものがあります。

しかし、社会環境の変化によって、消防団員の高齢化や減少・昼時間帯の災害時対応団員の確保等様々な課題を抱えており、これらの対策を講ずる必要があります。

基本方向

防災対策では、「地域防災計画」に基づき、予想される災害などに迅速に対応するためのマニュアルの策定や防災資機材の整備及び防災用品の備蓄を進めるなど有事の際の対応に万全の体制を整えます。

また、町民への防災思想の普及啓発や防災訓練を実施するなど、災害活動体制の強化に努め、自主防災組織づくりや消防団員の確保を推進し、地域が一体となった防災体制づくりを進めます。

このほか、災害時に高齢者や障がい者などの安否確認ができるよう、災害時要援護者の把握に努め、関係機関と連携した防災対策を進めます。

※J-ALERT（ジェイ・アラート）

全国瞬時警報システムの略。津波警報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報といった対処に時間的余裕のない事態が発生した場合に、人工衛星を用いて情報を送信し、市町村の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民へ緊急情報を直接そして瞬時に伝達するシステム。



※機能別消防団員
屋間の火災や大規模災害時
等の特定の任務に限り従事
する消防団員。

主要施策

施策の名称	施策の内容
(1)防災設備の強化	■災害に強く、安心して住めるまちづくりを進めるため、防火水槽や消火栓などの消防施設・設備や災害時資機材等の整備を図ります。
(2)防災対策の強化	■国・県・近隣市町村などと連携を密にし、危機管理体制の強化を図るとともに、緊急時の情報伝達手段の確保・強化や災害時要援護者の把握を行います。また、看板設置等を行うことで避難体制の確保・啓発に努めるなど様々な角度から防災対策に取り組みます。
(3)防災組織の育成・強化	■自主防災組織の育成や町民の防災意識の高揚のために防災訓練や講習会の開催を推進します。
(4)消防団組織の育成・強化	■地域の消防組織としての消防団の強化が図られるよう、消防団員の訓練教育の充実と新規消防団員の確保に努め、機能別消防団員※制度の導入を検討します。

みんなで築くまちづくり

- ①日頃から、地域の避難場所や高齢者世帯などに目を配りましょう。
- ②自然災害の発生に備え、防災用品の備蓄や、防災訓練等に参加し、災害に備えましょう。
- ③自主防災組織の組織化を進めましょう。

成果指標

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)
(1)消防団員数の維持	H27	79人	79人
(2)防火水槽設置数の拡充	H27	76基	77基
(3)消防積載車の更新	H27	—	7台

関連する個別計画

- ◆町地域防災計画



3 住宅・住環境

現状と課題

本町の65歳以上の人口の割合は、平成22年には31.1%にまで上昇し、今なお少子高齢化が進行している状況となっています。

民間の住宅については、老朽化に伴う改修・建替が必要な住宅が増加しております。そのため、快適さや安全性などに配慮した適切なリフォームを推進し、子育て世帯や高齢者世帯など、誰もが安全で安心して生活ができる住宅の整備について、より一層の取り組みが求められています。

また、人口減少による空き家が増加しているため、改修による再活用や除却等の対策が求められています。

町営住宅については、量的不足の解消や居住水準の向上を図るための整備を進めてきました。

しかし、築後30年を超える住宅が管理戸数の半数以上を占め、老朽化が進んでおります。少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化などにより、住宅を取り巻く環境が変化する今、子育て世帯や高齢者世帯などに配慮した居住環境の整備に努める必要があります。

基本方向

誰もが安全・安心に生活ができるように配慮した環境整備やバリアフリーを含めた住宅改善・耐震性向上等の住まいづくりを促進するため、町民に向けた情報提供の取り組みを進めます。

また、空き家については、改修による有効利用や危険空き家の除却による防災の向上を図り、良質な住宅・住環境の整備を促進します。

さらに、老朽化した町営住宅の建替や適切な維持・保全を行いながら長寿命化計画及び基本計画に基づき、改善・建替・団地の再編等の更新を図ります。



主要施策

施策の名称	施策の内容
(1)町営住宅の整備	<p>■耐震基準を満たしていない中嶋住宅について、安全で安心して暮らせる住宅を供給するため、居住環境の安全性を確保した住宅に建替を行います。</p> <p>■既存の老朽化した町営住宅について、居住水準の向上を図るため、適切な改修を計画的に進めます。</p>
(2)安全安心住まい推進事業	<p>■住宅の耐久性向上等、総合的な支援への取り組みとして、町民が安全・安心で快適な生活が営めるよう、耐震・断熱・省エネ・バリアフリー・克雪化等により、居住環境の質の向上を推進します。</p>
(3)空き家対策事業	<p>■町内に点在する空き家について、改修による有効利用を図り、危険な空き家について、除却による地域の防災性の向上を進めます。</p>

みんなで築くまちづくり

- ①居住環境の向上や安全性を高める改修を行いましょう。
- ②適切な空き家管理に努めましょう。

成果指標

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)
(1)町営住宅の整備戸数	H27	-戸	16戸
(2)安全安心住まい推進事業の助成戸数	H27	-戸	10戸
(3)空き家対策事業の対象戸数	H27	-戸	3戸

関連する個別計画

- ◆地域住宅計画



4 上水道・生活排水処理

現状と課題

上水道・生活排水処理施設は、健康で快適な町民生活と産業活動に欠くことのできない重要な社会基盤です。

本町の水道事業は昭和33年に地下水を水源として創設され、昭和40年に、旧一日市簡易水道と旧面潟簡易水道を統合し、地方公営企業法を適用しました。

昭和50年には、馬場目川表流水を水源とする急速ろ過法式による浄水場を新設。平成21年にアオコ対策として、高度浄水処理施設を付加する変更事業を行い、現在に至っております。

上水道については、地域水道ビジョンに基づき、上水道施設改修事業を計画的に実施しておりますが、新たに将来を見据えた新地域水道ビジョンを作成する必要があります。

また、本町の下水道は昭和61年から秋田県生活排水処理整備構想により、農業集落排水事業、公共下水道事業で整備が進められ、事業の着実な実施により町民の快適な生活環境を確保してきました。農業集落排水事業については、八郎湖が指定湖沼になったことにより、平成25年3月に公共下水道へ接続しております。生活排水処理施設については、未整備地区の合併浄化槽の整備を図り町全体の水洗化率の向上に努め、公営企業会計の適用に向けた検討が必要となります。

■上水道の推移■

○水道普及率：99.8%

(単位：人、m³)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
給水人口	6,735	6,625	6,485	6,383	6,274
給水戸数	2,712	2,705	2,691	2,657	2,657
年間総配水量	723,635	723,451	692,108	662,713	647,019
一日最大配水量	2,343	2,342	2,232	2,108	2,342
一日平均配水量	1,983	1,977	1,896	1,816	1,773

〔決算統計資料〕より



■下水道等の推移■

〈下水道整備計画〉

- 目標年度：平成30年度
- 計画区域面積：295.00ha
- 計画人口：5,907人

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
処理区域面積	237	237	237	280	283
処理区域内人口	6,017	5,897	5,790	6,231	6,185
水洗便所設置済人口	4,820	4,809	4,759	5,468	5,599
水洗化率	80	82	82	88	90

〔決算統計資料〕より

基本方向

上水道事業については、安全で良質な水道水を安定的に供給するため、老朽化が進んだ水道施設の計画的な整備を進め、給水機能の維持・向上を図ります。

また、事務事業の合理化・効率化や経費の節減など水道事業の健全運営に努めます。

生活排水処理については、施設の老朽化に対応し、下水道施設の計画的な整備と長寿命化を図ります。

また、水環境・水資源にかかる啓蒙活動を促進し、水洗化の普及を図るとともに、事業の効率的・安定的経営を推進します。

主要施策

施策の名称	施策の内容
(1)老朽化施設更新計画の推進	■稼働から40年を経過した浄水施設（浄水設備・場内配管・薬注設備）、電気計装設備を更新し、長寿命化を図ります。
(2)送水・配水管の耐震化推進	■耐震強度が低い石綿管を使用した送水管・配水管を更新し、耐震化を図ります。
(3)下水道施設の長寿命化	■各種汚水処理事業の連携のもと、地域の実情に応じた効率的な整備手法を設定し、目標年度の水洗化率等の達成に向け、下水道施設・管渠の更新・整備を着実に推進します。
(4)水洗化普及推進事業の推進	■汲み取り便所の水洗化に伴う改造資金の融資斡旋制度において発生する利子を補給し、水洗化の普及促進を図ります。



みんなで築くまちづくり

- ①水道利用者として水道について考えてみましょう。
- ②水環境保全に関する意識を高め、下水道に接続しましょう。

成果指標

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)
(1)老朽化施設更新計画の更新率	H27	－%	50%
(2)送水・配水管の耐震化延長	H27	8.4km	12.1km
(3)老朽化した下水道施設の更新率	H27	－%	30%
(4)水洗化率（水洗化普及推進事業）	H27	90%	95%



関連する個別計画

- ◆地域水道ビジョン





5 交通体系

現状と課題

道路交通網は産業や日常生活の活動を支える最も身近な社会資本であり、豊かな生活と活力ある地域社会の形成に欠く事のできない社会基盤です。

本町の道路交通網は、一般県道三倉鼻五城目線（一日市商店街）を主軸とし、国道7号・秋田自動車道・主要地方道秋田八郎潟線・一般県道道村大川線及び真坂五城目線と各地域を結ぶ生活道路である町道により形成されています。

主要地方道秋田八郎潟線は、国道7号までの接続となっているため、男鹿国立公園への円滑な交通の確保として、県道道村大川線までの延伸が望まれております。

町道整備については、これまで計画的に道路整備を進めてきました。今後も、緊急時の対応に不安が懸念される狭隘な道路の拡幅や経年劣化により破損した舗装・側溝等の補修を計画的・効果的に進める必要があります。

また、冬期間の迅速な除排雪による道路交通の確保や高齢者世帯の間口除雪など、きめ細かな対応が求められております。

基本方向

国県道や主要道路については、関係機関と連携しながら交通・物流拠点や主要観光地へのアクセス強化を図ります。

町道については、地域の実情に合わせた道路整備を行い、狭隘な生活道路の拡幅や行き止まり道路の解消を地域住民の協力を得ながら計画的に進めます。

また、冬期間の迅速かつ効率的な除排雪作業を行うため、総合的な除排雪体制の構築を進めます。

主要施策

施策の名称	施策の内容
(1)国・県道の整備促進	■国道7号の歩道整備や主要地方道秋田八郎潟線の延伸などを関係機関へ積極的に要望します。
(2)町道の整備	■町内における狭隘道路の拡幅・舗装等老朽化した道路施設の補修をし、安全・安心な交通の確保を行います。

第3編
第3章



みんなで築くまちづくり

- ①環境美化のため、道路清掃に協力しましょう。
- ②冬期間の除排雪作業に協力しましょう。

成果指標

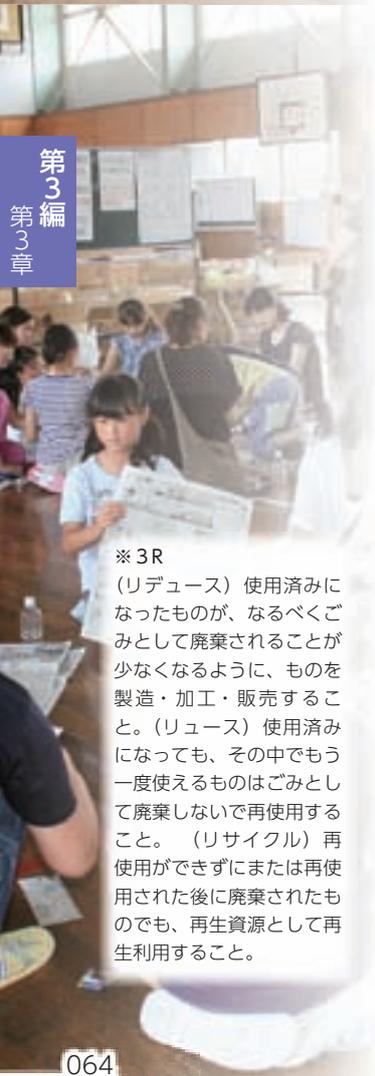
成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)
(1)狭隘道路の拡幅延長	H27	360m	890m
(2)橋梁の長寿命化対策数	H27	2橋	7橋



関連する個別計画

- ◆社会資本総合整備計画





6 循環型社会

現状と課題

近年、地球規模で影響を及ぼす様々な環境問題が生じていることから、限りある資源を有効活用しながら、地球にやさしい循環型社会を目指し、ごみの資源化に取り組んでいます。

本町では、ごみ処理対策として、ごみの減量・再使用・再生利用の3R*を推進し、ごみ処理量の減量化とともに、資源化に取り組んでいます。

今後ごみの減量化や資源化を図りながら、地球温暖化対策に向けた省エネルギー化の推進や環境美化に向けた不法投棄対策についても啓発・啓蒙活動を行い、町民自らの役割や責任を促して、循環型社会の形成と地球温暖化防止対策の推進が求められています。

■ごみ収集量調べ■

(単位：t)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
可燃ごみ	1,368.44	1,313.86	1,344.75	1,358.03	1,380.11	
不燃ごみ	35.07	36.34	39.43	41.77	42.09	
資源ごみ	缶	17.77	17.95	17.04	18.72	16.86
	びん	41.11	40.22	40.13	42.77	41.47
	ペットボトル	13.39	12.92	13.20	13.32	12.20
古紙類	225.78	206.25	210.50	208.59	195.02	
合計	1,701.56	1,627.54	1,665.05	1,683.20	1,687.75	

「クリーンセンターごみ処理実績等」より

基本方向

循環型社会形成のために、分別収集の強化によるごみの減量化やリサイクル化を引き続き推進します。

また、地球温暖化対策として公共施設等の省エネルギー化に努めるとともに町民への啓発活動を推進します。

※3R
 (リデュース) 使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること。(リユース) 使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること。(リサイクル) 再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること。



主要施策

施策の名称	施策の内容
(1)ごみの減量化の推進	■生ごみの水切りによる軽量化や堆肥化、廃食用油の回収事業について、さらなる普及啓蒙を推進し、ごみの減量化を図ります。
(2)ごみの分別の徹底とリサイクル化の推進	■ごみの減量・再利用・再生利用の3Rのライフスタイルを推進し、町民の役割や責任を促して、ごみの分別の徹底とリサイクル化の推進を図ります。
(3)地球温暖化対策に向けた省エネルギー化の推進	■町全体で地球温暖化対策に取り組むため、省エネルギー化を推進し、町民への普及啓蒙を行うとともに、公共施設等の省エネルギー化や節電、電気自動車の導入など、経費削減とともに行政が率先して取り組みます。

みんなで築くまちづくり

①3Rのライフスタイルのもと、ごみの減量・分別やリサイクルに努めましょう。

②節電や節水など、身近なところから地球温暖化防止に向けた省エネに努めましょう。

成果指標

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)
(1)町民1人あたりのごみ排出量	H26	268.49kg	255kg
(2)資源ごみ還元事業によるごみ回収量	H26	265.55 t	292.10t





7 生活環境保全

現状と課題

平成20年から八郎湖に係る湖沼水質保全計画が実行されておりますが、水質改善には長期間要することから、平成21年度からは、馬場目川河口にアオコ遡上防止対策としてシルトフェンスを設置し、浄水場取水口への流入防止や町内への悪臭防止に努めています。

一般廃棄物最終処分場については、ごみの減量化を推進しながら埋め立て期間の延命化を図るとともに、地下水・放流水の水質調査を実施して適正管理に努めています。

また、八郎湖周辺清掃事務組合及び湖東地区行政一部事務組合（斎場含む）については、構成市町村と連携を図りながら、今後も施設の健全運営に努めてまいります。施設の老朽化と公共下水道の普及に伴うし尿処理量減少の課題が残る八郎瀧町・井川町衛生処理施設組合の今後の運営については、広域的な処理等も視野に入れた検討が必要です。

■し尿処理量調べ■

(単位：kl)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
し尿	596	466	402	435	385
浄化槽汚泥	266	373	472	415	501
合計	862	839	874	850	886
処理残渣排出量 (t)	52	51	45	56	32

「湖水苑決算資料」より（八郎瀧町分）

基本方向

八郎湖の水質改善のため、八郎湖に係る湖沼水質保全計画に基づく施策を県及び八郎湖周辺の関係市町村と連携して水質・環境保全対策を推進するとともに、馬場目川のアオコの発生状況や水質を監視し、アオコ遡上防止のシルトフェンスの迅速な設置に努めます。

八郎瀧町・井川町衛生処理施設組合のし尿処理施設湖水苑については、下水道の普及に伴い処理量が年々減少しているほか、老朽化に伴う施設の改修も懸念されるため、今後の排出量を見極めながら改修における費用対効果の検証や広域的な処理等についても両町で検討してまいります。



主要施策

施策の名称	施策の内容
(1)八郎湖水質改善対策の推進	■下水道の接続率の向上や農地からの濁水流出防止など、「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」に基づく対策や八郎湖クリーンアップ作戦など、町民の協力を得ながら水質改善に努めます。
(2)アオコ遡上の防止対策	■水質・環境保全を推進しながら、上水道取水口への流入防止と町内の悪臭防止のため、アオコの発生状況を監視しながら、シルトフェンスの迅速な設置に努めます。
(3)一部事務組合（し尿処理施設）の健全運営	■今後のし尿排出量を見極めながら、改修の費用対効果や広域的な統合等も見据えつつ健全な運営に努めます。

みんなで築くまちづくり

①八郎湖や河川を汚さないよう水質・環境保全に努めましょう。

②公共下水道へ接続し、生活雑排水を河川へ流さないようにしましょう。

成果指標

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)
(1)八郎湖クリーンアップ作戦の参加者	H27	579人	640人
(2)八郎湖の水質保全に伴う下水道水洗化率	H26	90%	95%

第3編
第3章



関連する個別計画

◆八郎湖に係る湖沼水質保全計画（第2期）

にぎわいと 活力あふれるまちづくり

1

農林漁業

現状と課題

本町において、農業は重要な基幹産業と位置づけられているものの、収益性や作業コストの状況から農家離れが進行し、さらには少子高齢化によって、農業の担い手が不足しています。また、農業従事者の高齢化も相まって今後は耕作放棄地が増加するものと思われ、農地の集積や生産性の高い農業を目指した新たな農業振興が求められています。

漁業については、残存湖での操業が主ですが、高齢化や漁獲量の減少による低い漁業所得などが要因となり、漁業従事者は年々減少している状況にあります。また、林業については、林業を主としている業者及び個人はおりませんが、森林は地球温暖化防止や水源涵養機能など多面的な機能を有するため適切な管理が必要となります。

畜産業については、マガモの加工・販売をしておりますが、消費者の要望に応えるだけの数量を供給できる体制は整っておらず、安定した生産体制の構築が求められています。

基本方向

活力ある農林漁業の実現のため、農業における農地中間管理機構を利用した農地の集積、米以外の作目の生産拡大、生産力向上のための農業生産法人化の推進、減農薬農業などによるブランド化、既存作物の加工による付加価値の創出などによる競争力の強い魅力的な農業を目指します。

また、各産業において意欲のある担い手の研修制度や農作業体験などを含めた多様な担い手の確保・育成に努めるとともに、新たな特産品開発の取り組みを推進します。

主要施策

施策の名称	施策の内容
(1)人手の足りない農家への組織的支援の導入	■農業従事者又は体験希望者による手伝い業務のモデル事業化と、就農等を条件にした担い手研修制度を導入して支援します。
(2)特産品の研究開発の促進	■既存生産物の磨き上げのため、地場産品であるマガモ・ドジョウ・イサザアミを使った商品の研究開発を促進します。
(3)生産物の販路拡大の促進	■商店街の空き店舗や既存商店を活用し、はちパル等での販売を促進します。 ■地元産の食材を使用した古くから伝わる湖東3町の伝統食の復活と地産地消を推進します。
(4)廃棄ロスの削減の促進	■枝豆加工施設の開設により、生食のみでなく冷凍やペースト加工などにより、常時利用できる素材に引き上げる研究を促進します。
(5)ブランド化による需要喚起と販売単価の向上	■地場物産のブランド化を目指すとともに、販売と情報発信の強化をします。
(6)農業の生産性向上	■農地中間管理事業による集積化、農業生産法人化を推進します。

みんなで築くまちづくり

- ①知識と知恵を出し合い、地場産品の生産性を高めましょう。
- ②農業生産法人化に取り組みましょう。

成果指標

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)
(1)転作田の有効利活用による出荷数量	H 2 6	-ha	1 5 0 ha
(2)特産品や新商品の開発	H 2 6	-件	5 件
(3)農地集積化の推進	H 2 6	2 0 人	5 0 人
(4)支援組織の構築	H 2 6	-件	1 件

関連する個別計画

- ◆農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想



2 商工業

現状と課題

本町の商業は、人口減少における消費者の減少、多様化する消費者ニーズと周辺市町村の大型商業施設等への購買力の流出が進み、経営者の高齢化や後継者不足とも相まって、取り巻く環境は厳しさを増しています。

商業経営の近代化に向けて、商工会の主導により研修会等を重ね、地域商業者としての意識高揚を図るとともに、地元消費の拡大を図るため、ポイントカード事業を実施するなど、商業活性化策を進めています。

地元の商店は、地域の商業を支えるうえでその役割は重要であり、地元商店の活性化は町の活性化につながります。今後も商工会など関係団体と協力し、さらなる振興に努める必要があります。

工業においては、誘致企業の2社が操業をしていますが、今後は各企業の特色を活かし、他の分野との連携を図るなどして、さらなる発展が望まれています。

一方で、長引く景気の低迷や産業構造の転換により、中小企業は依然として厳しい状況にあります。工業の振興は、町民の雇用確保とともに安定した税収の確保につながるため、引き続き、中小企業に対する支援が求められています。

基本方向

活力あるまちを目指し、商工会や関係機関と連携して商工業の活性化や町民の消費活動の利便性の向上に努めるとともに、商店街や中小企業への支援を行い、経営の安定化を図ります。



主要施策

施策の名称	施策の内容
(1)必要店舗の誘致	■商店街の魅力アップと品ぞろえの向上のため、空き店舗の再利用による必要店舗の誘致を推進します。
(2)商店街の魅力向上	■品質・価格・利便性の向上や人手不足の支援を行い、商店街の魅力向上を促す体制づくりを図ります。 ■空き店舗や空き地の積極的活用として、改装及び仮設店舗、駐車場化を促進し、商店街の魅力向上に努めます。
(3)はちパルと商店街の融合支援	■はちパルの機能を強化し商店街の魅力を高める支援をします。 ■農業と商店街の連携による来客者の回遊できるしくみ作りを支援します。 ■季節ごとのイベント・装飾などによる楽しい商店街の演出を図ります。
(4)商店の販売員支援	■後継者不足や高齢化により、営業が困難な商店を支援します。
(5)製造業・建設業の活性化	■既存企業の規模拡大支援、異業種への進出応援、既存店との提携強化を図り、商工業力の向上を図ります。

みんなで築くまちづくり

- ①空き店舗などを利用して、商店街の魅力を高めましょう。
- ②楽しい商店の演出に取り組みましょう。

成果指標

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)
(1)既存商店のリフォームや空き店舗を活用して行う事業の件数	H26	一件	5件
(2)支援組織の構築	H26	一団体	1団体



3 観光

現状と課題

本町では、伝統民俗芸能である「一日市盆踊り」や「願人踊」が、秋田県指定無形民俗文化財に指定され、地域の歴史・文化の有効な観光資源となっています。

本町の恵まれた交通体系は、誘客に適した立脚地となっています。周辺市町村の観光資源との連携を図り、観光拠点をつないだ一体的な観光振興を図っていく必要があります。また、高岳山にある浦城跡には、県外からの観光客が増加傾向にあり、NPO法人浦城の歴史を伝える会の取り組みによる高岳山の自然環境が新たな観光資源として注目されており、自然・歴史・産業といった多様な観光資源との連携が求められています。

基本方向

本町の歴史・文化・自然といった特性を新たな観光資源として磨きあげ、多様な観光資源との連携を図ることにより、産業観光の強化を図ります。

また、「一日市盆踊り」や「願人踊」などの観光資源や特産品などについて、時節に応じた旬の情報を発信するほか、多様な観光資源を組み合わせた体験・滞在型などの観光に取り組み、町全体で観光客をもてなす機運を高め、再び訪れたい地域となるような新たな観光振興を推進します。





主要施策

施策の名称	施策の内容
(1)八郎潟町らしい宿泊とサービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ■農家民宿の磨き上げや、空き家の活用を促進します。 ■町民とのふれあいと賑わいづくりによるサービスの提供を図ります。
(2)宿泊需要の喚起	<ul style="list-style-type: none"> ■交流試合や招待試合によるスポーツ交流のため、空き家を活用した合宿所の設置を目指します。 ■家族で宿泊できる需要に応えるサービスの提供を目指します。
(3)町の特性を活かした新プランの提案	<ul style="list-style-type: none"> ■第2のふるさととして潜在需要に対応した売り出しを推進します。 ■田舎暮らしの楽しみとして、空き家を必要に応じて改修し都会人へ短期滞在場所としての提供を目指します。
(4)他市町村との広域連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ■国の多泊型観光への対応として、本町の弱点を補うために他地域の観光と連携を図ります。
(5)情報発信の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■一日市盆踊りや願人踊、浦城趾、文人墨客の足跡、食文化、八郎潟の遊びなどの掘り下げを図ります。 ■プロの導入により訴求効果の向上を図ります。 ■近隣市町村と、祭り・イベント・花見や紅葉、旬の食材、旬の郷土料理などの共同発信とホームページの強化を努めます。

みんなで築くまちづくり

①観光できるしくみづくりに取り組みましょう。

②町の歴史や文化、自然を掘り下げ、情報発信を強化しましょう。

成果指標

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)
(1)町に宿泊した観光客数	H27	－人	120人
(2)空き家の利活用件数	H27	－件	3件



4 雇用

現状と課題

わが国の経済状況は、緩やかな景気回復傾向にありますが、少子高齢化の進行や雇用形態の多様化などにより、本町の雇用状況は依然厳しい状況にあります。

また、これまでも企業誘致を進めてきましたが、本町への新規企業の誘致は困難な状況にあります。そのため、個性ある起業の支援を行い雇用や就労機会の創出につなげていくことが重要です。

基本方向

若年層やAターン者の地元就労の促進に向け、商工会との連携のもと起業に関する情報提供や相談・支援制度の整備を図ります。

また、次代を担う子どもたちが町の商工業や祭りなどに関心を持ち、後継者育成へつながるような体験学習の機会をつくり、将来にわたって本町の産業振興に資する取り組みを進めます。

主要施策

施策の名称	施策の内容
(1)若者の起業支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 起業のための融資の相談制度、有識者によるアドバイス制度、町民の支援制度の整備を進めます。
(2)子どもへの体験学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ 町で起業することを将来の目標とできるような体験学習を推進します。 ■ 祭りやイベントへの積極的参加の促し、後継者の育成と郷土愛を育む支援をします。

みんなで築くまちづくり

①有識者によるアドバイス制度を利活用しましょう。

②子どもたちに商工業の経験が得られる機会をつくりましょう。

成果指標

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)
(1)若者の起業件数	H27	一件	3件
(2)子どもたちへの商工業の体験学習	H27	一件	3件

ふるさと教育で 郷土愛豊かなまちづくり

1

学校(園)教育

現状と課題

現在小学校1校、中学校1校ですが、本町の児童・生徒数は年々減少傾向を示しております。平成34年度には小学校、中学校それぞれ各学年の普通学級が1クラスずつとなります。また、小学校は平成28年に創立40周年を迎えます。現校舎は老朽化が進んでおり、改築しなければならない時期となっております。

ほかに、今後園児数が減少していく幼稚園と保育園の運営は、今までとは違った対応が必要になります。

基本方向

本町の教育環境の現状と園児・児童・生徒数の今後の推移に鑑み、現存の八郎瀧中学校を一部改修して、平成32年度には校舎併設型の小・中学校を開設するとともに、幼稚園と保育園の一元化をも念頭に置いて、学校給食共同調理場を建設します。

本町の子供たちには、文武両道の精神を培い、義務教育の最終段階で、実践力のある子供に育てられることを目指し、アクティブ・ラーニング*で生きる力に必要な知・徳・体を身に付けるとともに、住みよい町づくりに貢献できるように、郷土を愛する心を培い、町に住んで、自分ができることを実践し、地域興しなどに積極的にかかわることのできる人材に育つよう手立てを講じてまいります。

八郎瀧町学校(園)評価システムを運用し、幼稚園、小学校、中学校に共通する目標を提示します。なかでも、小・中連携教育の推進並びに幼・保・小の円滑な接続に努めます。

園・学校は、共通目標具現のため、子どもの実態に応じた具体的な実践事項を設定し、1年間P(Plan目標の設定)D(Do実践)C1(Check実施状況の点検)A(Action改善方策の実践)C2(Check評価)サイクルで進めます。

※アクティブ・ラーニング
課題を見つけ、解決に向けて探究し、成果を表現するまでの過程を、学ぶ側が主体的に行う学習方法。



また、「八郎瀧町いじめ防止等のための基本方針」の下に、いじめの根絶を目指します。

主要施策

施策の名称	施策の内容
(1)知・徳・体を身に付けた実践力のある子供の育成	<ul style="list-style-type: none"> ■遊びをとおして身近な人と親しみ、かかわりを深める力を養います。 ■規範意識を培い、基本的な生活習慣の育成を図ります。 ■幼・保・小、小・中との接続の在り方や連携教育を研究・推進します。 ■互いの人格を認め合い、協力し合う「住みよい学校」の構築に努めます。 ■学校・家庭・地域社会との連携を推進し、開かれた学校づくりに努めるとともにキャリア教育を推進します。 ■伝統芸能の継承と体験活動を重視したふるさと教育を推進します。 ■A L T（外国語指導助手）や英語活動サポーターを活用し、英語教育の充実を図ります。 ■あいさつ励行運動を推進します。
(2)インクルーシブ教育*の構築	<ul style="list-style-type: none"> ■特別支援生活サポーターの配置を図ります。
(3)不審者侵入等に対する危機管理対応	<ul style="list-style-type: none"> ■園の周囲に防犯カメラ等を設置します。 ■いじめ防止対策協議会及び第三者委員会の設置に努めます。
(4)預かり保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■園児の人数に応じた支援を進めます。

みんなで築くまちづくり

- ①子どもの基本的習慣や公衆マナーなどのしつけは、家庭が主体的責任を持って行いましょう。
- ②親子の対話を大事にして、思いやりや気配りのある子どもを育てましょう。
- ③P T A活動を通じて保護者と教職員との交流を図り、学校(園)運営の充実に向けて支援しましょう。

*インクルーシブ教育
障害のある者とない者が共に学ぶことを目指す教育。



成果指標

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)
(1)小・中学校の接続の在り方の研究	H27	60%	70%
(2)連携教育の内容・回数の拡大	H27	25件	30件



第3編
第5章



関連する個別計画

◆八郎湯町教育行政基本構想



2 社会教育

現状と課題

町民各自のライフスタイルに合わせて実践されている生きがいとなる活動は、少子高齢化が進む社会構造の変化に伴い、活動を担う各種団体の人材不足を危惧する心配がでてきております。

本町では、多様な学習要求や生活に密着した学習に対応するため、各種講座や教室を始め、研修会や講演会などの社会教育活動を展開してきていますが、今後は、多様なニーズに対応するための生涯学習プログラムの確立が迫られております。

スマートフォン等の普及によるLINE(ライン)※トラブルの増加は、保護者をも含めた研修が必須になってきております。

願人踊や一日市盆踊などの伝統文化の継承については、一日市郷土芸術研究会が中心となり伝えていますが、文化財については、町民の大部分の方々が理解できていない現状です。

平成27年5月にオープンした町立図書館の運営については、順調に進められておりますが、公民館施設（農村環境改善センター）の老朽化が進んでおります。

基本方向

町民が自ら学び、知識や技術を習得し、生涯にわたって学んだ成果を生かし、生きがいを得ることができれば、という思いから、公民館を拠点とした「町づくり・人づくり」のための各種事業を推進します。

豊かな人間性の育みと児童・生徒に命の「大切さや思いやりの心」を培う方策の一つとして、本町が持っている豊かな環境や人材をより効果的に機能させるため、学校支援地域本部を設置して地域の方々と連携し、多くの方々から協力を仰ぐなど特色ある教育活動を実践します。

※LINE(ライン)
メッセージのやりとりや通話[※]が無料で楽しめるコミュニケーションの手段。



主要施策

施策の名称	施策の内容
(1)学習機会の充実	<p>■事業を町民同士の自主的なものとするため、講座や教室を開催する際には、事業の内容や運営に町民の意向が反映できるように努めるとともに、参加者一人ひとりが自らを磨き、人生を豊かにする場や機会の拡大に努めます。</p>
(2)家庭教育への支援	<p>■社会環境の変化に伴って生ずる家庭教育や青少年の課題に対応するため、地域の教育力を活かした家庭教育支援を図るとともに、青少年の社会参加活動を促進し、思いやりのある健康でたくましい青少年の育成に努めます。</p> <p>■地域社会が子供や学校に積極的にかかわり、地域全体で次代を担う子どもたちに支援できる体制を整えます。</p>
(3)芸術文化の振興	<p>■豊かな感性や創造力を育成するため、優れた芸術文化に触れる機会の拡充に努めます。</p> <p>■芸術文化活動は、町芸術文化協会が中心となって創作活動や発表会などを開催しております。今後も地域に根付いた芸術文化活動が活発に行われるように支援し、文化を支える人材の育成、地域における芸術文化の振興を推進します。</p>
(4)文化財の保護と継承	<p>■本町には県指定文化財が2件（うち国指定に働きかけている文化財が1件）、町指定文化財が5件あります。文化財の保護と継承は、町の歴史や文化を正しく理解し伝えるために大切です。文化財の保存、民俗芸能の後継者育成に努め、貴重な町の文化遺産を後世に正しく引き継ぐことに努めます。</p>
(5)町立図書館の充実	<p>■町民一人ひとりの豊かな教養と文化の向上に資するため、町民の生活に役立つ書籍・資料の整備や学習機会、イベント等の提供に努め、図書館サービスの推進と利用増に努めます。</p>
(6)公民館（農村環境改善センター）の施設・設備の充実	<p>■農村環境改善センターは多くの方々からの利用をいただいておりますが、築22年にもなり、音響設備、舞台照明、冷暖房機の交換や外壁の修理を年次計画で進めます。</p>

みんなで築くまちづくり

①地域行事に積極的に参加し、地域の絆を深めましょう。

②家族や近隣住民とコミュニケーションを図り、助け合いの精神を深めましょう。



成果指標

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)
(1)学社融合※人材の発掘	H27	60人	100人
(2)優れた芸術鑑賞機会の拡大	H27	1件	2件



第3編
第5章

※学社融合
学校と地域社会が一体となって子どもたちの教育に取り組んでいこうとする考え方。

関連する個別計画

◆八郎湯町教育行政基本構想



3 社会体育

現状と課題

スポーツを生活の中に取り入れることは、体力の向上や心身の健康と保持増進につながります。また、スポーツ少年団や中学校部活動、高校生や一般の方々の全国的な活躍は、私たち町民に多くの夢と感動を与えております。

中羽立運動公園にある各種体育施設は、年間を通じて町内外から多くの利用がありますが、体育施設の老朽化が進んでいます。

町体育協会主催のスポーツフェスティバルは、町民が各種スポーツに触れ、スポーツの楽しさと体力の増進に大きな役割を担っています。

スポーツ少年団及び中学校部活動外部指導者の確保、少子化に伴う団員・部員の確保と運営が課題となってきました。

基本方向

オリンピック記念会館を本町の生涯スポーツ・コミュニティスポーツの拠点として位置づけ、町民が健康で豊かな生活を実現し、さらに日常生活に定着できるような施策を展開します。

誰もがいつでも気軽に参加できる生涯スポーツ振興のため、町内対抗競技の工夫と見直しを図っていきます。また、顕著な活動が見えにくい総合型地域スポーツクラブの運営支援と普及に努めるとともに、中羽立運動公園を中心とした活動環境の整備に年次計画を策定していかなければならない時期にきております。





主要施策

施策の名称	施策の内容
(1)町民総参加の各種大会・教室等の開催	<ul style="list-style-type: none"> ■町民の交流と体力増進を図るために町民総参加の各種スポーツ大会、スポーツ教室などを開催いたします。 ■体育施設を積極的に活用し、生涯スポーツ、コミュニティスポーツの生活化に努め、町民生活の中に体力づくりやスポーツ活動が定着するよう推進します。 ■チャレンジデーに参加することで、運動に親しむ意識の高揚を図るとともに、町民の健康づくりに努めます。 ■ふるさとあきたランに出場する小学生から一般までのチーム編成づくりを計画的に進めます。
(2)スポーツ団体の育成と指導者の養成	■体育協会との連携を密にし、スポーツ少年団指導者の確保と養成、資質向上（資格取得）を推進します。
(3)オリンピック記念会館を中心とした体育施設の開放	■誰でも気軽に利用できるよう中羽立運動公園体育施設を整備し、利用拡大を図ります。
(4)総合型地域スポーツクラブへの支援と普及	■関係団体等との連携を密にしながら、総合型地域スポーツクラブ活動を支援します。
(5)町民体育祭（隔年実施）の開催	■全町民が一同に集い、町民相互の連帯・親睦を深めるとともに、健康で明るい町づくりを目指します。
(6)町民体育館などの施設の整備	■優先順位を付けて体育施設の整備を進めます。

みんなで築くまちづくり

- ①スポーツやレクリエーション活動を行い、心身の健康を維持しましょう。
- ②スポーツやレクリエーション活動を通じて、仲間のつながりを作りましょう。

成果指標

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)
(1)スポーツ活動の生活化	H27	50%	60%
(2)体育設備の整備	H27	50%	60%

関連する個別計画

◆八郎潟町教育行政基本構想



効率的・効果的な 行財政運営のまちづくり

1

行財政運営

現状と課題

行政運営については、国・地方の財政状況や平成の合併において単独で自立のまちづくりをめざし、簡素で効率的な行財政運営を行うため職員の意識改革、組織機構の再編、職員定員の適正化と人件費の削減、民間委託の推進など八郎潟町自立計画における計画項目を着実に実施してきました。

今後も時代や町民ニーズの多様化に対応し、スピード感のある行政運営を行うためには、全職員が一丸となり各課横断的に業務を行うとともに、職員の資質や業務遂行スキルの向上、意識改革を進めていく必要があります。

財政運営については、自立計画に基づく事務事業の見直し、各種経費の節減等を中心に取り組んできたところ、財政健全化法に基づく各指標の改善・将来を見据えた基金積立など、財政状況については概ね改善されております。今後も引き続き安定した財政基盤を確立するためには、限られた財源の中で必要な施策・事業等を計画的に行っていく必要があります。

広報・公聴活動については、開かれた行財政運営の推進及び協働のまちづくりを進めるためにも重要なものとなるため、町民との情報共有やより効果的な広報・公聴活動の充実が求められます。

基本方向

地域主権のめざす自己決定・自己責任によるまちづくりを推進するため、社会情勢の変化に対応した効率的・効果的な行政運営に努めます。行政運営については、職員個々の目的意識の喚起・待遇や行政能力の向上を図り、質の高い行政サービスの提供に努めるとともに、役場庁舎など公共施設について、町民の利便性と行政事務の効率化を図るため、平成28年度策定の公共施設等管理計画に基づき、適正配置を検討し、移転や整備を行います。

財政運営については、限られた財源を効果的に活用し、将来にわたる持続可能な町づくりのため、安定的・計画的な財政運営に努めます。

また、住民と行政の協働によるまちづくりの実現を目指し、情報公開や広報・公聴活動の充実に努めます。

主要施策

施策の名称	施策の内容
(1)行財政改革の推進	■事務事業の見直し、町民と行政の役割分担の明確化、財政の健全運営など行財政基盤の強化により安定した行財政運営を進めます。
(2)情報共有化の推進	■地域の活性化を図るためには、自助・共助・公助それぞれの立場において情報を共有化し、共通認識のもとに実施していくことが重要であることから、さらなる情報発信に努めます。
(3)公聴活動の充実	■町民座談会等による意見聴取や各種団体における広聴活動など、町民と行政の相互のコミュニケーションを積極的に推進します。

みんなで築くまちづくり

- ①行政が進める施策や事業に関心を持ち、他の地域や行政とともにまちづくりに参加しましょう。

成果指標

成果指標の名称	現状値の年度	現状値	前期目標値(H32)
(1)町税や地方交付税などの収入に対する実質的な借金の割合（実質公債費比率）	H26	10.1%	9.0%
(2)県からの権限を移譲する事務の割合	H27	40.3%	79.0%

関連する個別計画

- ◆八郎湯町財政計画



2 広域連携

現状と課題

本町では、一部事務組合を設置して、潟上市と井川町とで構成する湖東地区行政一部事務組合で斎場・消防救急業務を広域的に処理しているほか、ごみ処理業務を1市3町1村で構成する八郎湖周辺清掃事務組合で、し尿処理業務を井川町と衛生処理施設組合を組織し共同処理しています。また、行政事務の効率化を図るため、潟上市南秋田郡介護認定審査会、南秋田郡障害支援区分認定審査会、秋田県町村電算システム共同事業組合において広域的に共同運営しています。

今後も、より効果的な広域行政の推進を図るため、既存事務の定期的な見直しを行うとともに、広域連携により効率化できるものについては、近隣自治体と連携し、事務の共同化に取り組む必要があります。

基本方向

現状の事務事業を見直し、広域連携で処理できる事務事業については、広域的な取り組みを推進します。

主要施策

施策の名称	施策の内容
(1)広域的市町村との連携強化	■広域連携により処理することが、効率的・効果的な事務事業については、項目ごとに関係自治体と積極的に連携を図ります。

みんなで築くまちづくり

①広域での交流を盛んにするため、広域的な活動に参加しましょう。

資料編

1 まちづくり計画策定経過

期 日	内 容	備 考
平成27年5月28日	第1回まちづくり計画策定推進本部会議	任命
平成27年6月19日	第2回まちづくり計画策定推進本部会議	
平成27年7月1日	住民意向調査等実施	
平成27年7月8日	第3回まちづくり計画策定推進本部会議	
平成27年8月3日	第1回まちづくり計画策定審議会	委嘱、諮問
平成27年8月10日	第4回まちづくり計画策定推進本部会議	
平成27年9月10日	第5回まちづくり計画策定推進本部会議	
//	第1回総合計画産業観光部会	
平成27年9月29日	第1回総合戦略担当委員会	
//	第2回総合計画産業観光部会	
平成27年10月9日	第3回総合計画産業観光部会	
平成27年10月23日	第6回まちづくり計画策定推進本部会議	
平成27年10月26日	第1回総合計画教育文化部会	
平成27年10月28日	第1回総合計画総務部会	
平成27年11月6日	第1回総合計画生活環境部会	
平成27年11月9日	第1回総合計画保健福祉部会	
平成27年11月13日	第2回総合計画教育文化部会	
平成27年11月17日	第2回総合計画生活環境部会	
//	第2回総合計画保健福祉部会	
平成27年11月19日	第2回総合戦略担当委員会	
//	第1回過疎地域自立促進計画担当委員会	
平成27年11月26日	第7回まちづくり計画策定推進本部会議	
平成27年11月30日	第2回総合計画総務部会	
平成27年12月17日	議会全員協議会	素案説明
平成28年1月8日	第8回まちづくり計画策定推進本部会議	
平成28年1月13日	議会全員協議会	意見に対する回答
平成28年1月25日	第2回過疎地域自立促進計画担当委員会	
平成28年2月5日	第3回総合戦略担当委員会	
//	総合計画各部会(5部会)	
//	第2回まちづくり計画策定審議会	最終案決定
平成28年2月12日	議会全員協議会	原案説明
平成28年2月24日	まちづくり計画策定審議会答申	
平成28年3月8日	議会3月定例会に議案上程	

2 答申・諮問

八総発第116号
平成27年 8月 3日

八郎潟町まちづくり計画策定審議会
会長 吉田 日出勝 様

八郎潟町長 畠山 菊夫

八郎潟町まちづくり計画の策定について（諮問）

八郎潟町が平成27年度中に策定する第6次八郎潟町総合計画、八郎潟町人口ビジョン及び総合戦略、八郎潟町過疎地域自立促進計画について、貴審議会に意見を賜りたく諮問いたします。

なお、諮問の理由については別紙のとおりであります。

(別紙)

諮 問 理 由

【第6次八郎潟町総合計画】

本町は、平成18年度から「第5次八郎潟町総合振興計画」において、「人・環境・文化のきらめくまち八郎潟」を将来像としたまちづくりを推進してきましたが、計画期間が平成27年度をもって終了いたします。

この間、世界的経済危機や少子高齢化・過疎化の一層の進行などにより、社会情勢も大きく変化し、時代に即応した行政運営が求められています。

また、東日本大震災を契機とした新たな防災対策、地方分権の推進による地方自治体の自主性・自立性の確立など、さまざまな課題に的確に対応する必要があります。

このような状況を踏まえ、本町の魅力ある特性を最大限に活用し、町民との協働を進めながら、将来にわたり持続可能なまちづくりに取り組んでいくため、平成28年度からを計画期間とする「第6次八郎潟町総合計画」の策定について諮問いたします。

平成28年 2月24日

八郎潟町長 畠山 菊夫 様

八郎潟町まちづくり計画策定審議会
会長 吉田 日出勝

八郎潟町まちづくり計画の策定について（答申）

平成27年8月3日付け、八総発第116号で本審議会に諮問のありましたこのことについて、慎重に審議を重ねた結果、別添の第6次八郎潟町総合計画(案)、八郎潟町人口ビジョン(案)及び総合戦略(案)、八郎潟町過疎地域自立促進計画(案)のとおり答申いたします。

なお、各計画の審議過程において、別紙のとおり意見がありましたので、計画の実施にあたっては十分な配慮をお願いします。

(別紙)

— 答 申 —

【第6次八郎潟町総合計画】

第6次八郎潟町総合計画の策定については、平成28年度から平成37年度までの10年間にわたる基本的な施策の方向や取り組みについて、総務・保健福祉・生活環境・産業観光・教育文化の分野ごとに5つの部会に分かれて審議を行いました。

本計画に掲げられている各施策の推進にあたっては、まちづくりの将来像である「人と地域が輝く心豊かな協働のまち」の実現に向けて着実に実行するとともに、本計画の趣旨や内容をわかりやすく町民に周知し、広く町民の理解と協力を求め、町民の参画と協働によるまちづくりを推進されることを要望します。

なお、審議過程における意見等については、次のとおりであります。

- 1 町民との協働によるまちづくりをより積極的に推進するためには、町内会・NPO・シニア世代組織等の各種団体との情報の共有化と協力体制を確立するとともに、支援策についても積極的に取り組んでいただきたい。
- 2 空き家対策の推進としては、空き家の実態を把握して有効な利活用を図ることとしているが、良質な住環境の整備に努めるとともに、若者の起業支援など地域の活性化につながる取り組みを検討していただきたい。
- 3 交通安全・防犯対策については、幼少期における交通安全啓発活動に努めるとともに、高齢者に対する対策を強化していただきたい。
- 4 消防・防災対策については、消防団員の人員確保が課題となっているため、事業所への協力依頼、消防団OBの応援要請などの検討及び消防団員数の目標とする成果指数を検討していただきたい。
- 5 上水道事業については、安全で良質な水を安定的に供給するため、水道管の耐震化を推進していただきたい。
- 6 町道整備事業については、安全な交通確保のため、狭隘道路の拡幅整備を推進していただきたい。
- 7 農業従事者の高齢化や後継者不足による不耕作地の解消を図るため、担い手確保につながる取り組みを検討していただきたい。
- 8 雇用対策については、厳しい経済情勢からすると企業誘致は困難な状況にあるため、若年層やAターン者に対する定住政策や起業・創業支援策を推進していただきたい。

3 八郎潟町まちづくり計画策定審議会設置要綱

八郎潟町まちづくり計画策定審議会設置要綱

(設置)

第1条 平成27年度中に策定する第2条に掲げる第6次八郎潟町総合計画、八郎潟町総合戦略等の計画（以下「計画」という。）に関し、その策定及び推進にあたり、広く関係者の意見を反映させるため、八郎潟町まちづくり計画策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第6次八郎潟町総合計画の策定に関する事項
- (2) 八郎潟町人口ビジョンの策定に関する事項
- (3) 八郎潟町総合戦略の策定に関する事項
- (4) 八郎潟町過疎地域自立促進計画の策定に関する事項
- (5) 各施策の推進に関する事項
- (6) 前5号に掲げるもののほか、計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者等のほか町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定期間が終了するまでとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に、会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(部会等)

第7条 審議会に次の部会を置く。また、各部会のほか、総合戦略及び過疎地域自立促進計画の策定に関し、兼任して担当する委員（以下「兼任担当委員」という。）を若干名ずつ置く。

- (1) 総務部会
- (2) 保健福祉部会
- (3) 生活環境部会
- (4) 産業観光部会
- (5) 教育文化部会

2 前項に規定する部会委員及び兼任担当委員は、町長が選任する。

3 部会に部会長及び副部会長を、兼任担当委員に委員長及び副委員長を置き、各委員の互選により選任する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って、別に定める。

附則

この要綱は、平成27年7月10日から施行する。

4 八郎潟町まちづくり計画策定審議会委員名簿

会 長 吉田 日出勝

副会長 高原 幸悦

No.	部会	区分	氏 名	所属団体名	兼任担当委員
1	総務	部 会 長	齊藤 満	21区町内会会長	過疎計画担当副委員長
2		副部会長	京極 巧	異業種交流会クライン会長	
3		委 員	落合 清	4区町内会会長	
4		//	小柳 聡	プロジェクト8代表	過疎計画担当委員
5		//	金田 正樹	北都銀行八郎潟支店支店長	総合戦略担当委員長
6		//	伊藤 政人	秋田信用金庫八郎潟支店支店長	総合戦略担当委員
7	保健	部 会 長	松田 義紀	社会福祉協議会会長	総合戦略担当委員
8		副部会長	松橋喜美男	南秋つくし苑施設長	
9		委 員	吉田日出勝	民生児童委員協議会会長	
10	福祉	//	石井 幸三	うたせ苑施設長	過疎計画担当委員
11		//	北嶋 雄介	八郎潟保育園園長補佐	
12		//	畠山 恵子	食生活研究会会長	総合戦略担当委員
13	生活環境	部 会 長	須田 誠	建設業協会会長	総合戦略担当委員
14		副部会長	齊藤 和雄	消防団団長	過疎計画担当委員
15		委 員	小野 絹代	JAあきた湖東女性部八郎潟支部長	
16		//	千田 博幸	八郎潟郵便局局長	
17		//	大原 慶子	おおみちガレッジ通り広報担当	総合戦略担当委員
18		//	北嶋透志雄	湖東タクシー(有)代表取締役	過疎計画担当委員
19	産業観光	部 会 長	野原 静雄	学識経験者	総合戦略担当委員
20		副部会長	佐藤 讓	商店街振興会会長	
21		委 員	千葉 清彦	JAあきた湖東八郎潟支所支所長	過疎計画担当委員
22		//	高原 幸悦	観光協会会長	
23		//	佐藤 友紀	湖東三町商工会青年部副部長	総合戦略担当副委員長
24		//	首藤 健次	学識経験者	
25	教育文化	部 会 長	畠山美喜雄	一日市郷土芸術研究会会長	過疎計画担当委員長
26		副部会長	小玉美穂子	教育委員会委員	総合戦略担当委員
27		委 員	齊藤久治郎	体育協会会長	
28		//	森川 洋平	PTA連絡協議会小学校PTA副会長	過疎計画担当委員
29		//	舘岡 誠二	湖畔時報社社主	総合戦略担当委員
30	//	佐藤 操	婦人会会長		

(敬称略)

5 八郎潟町まちづくり計画策定推進本部設置要綱

八郎潟町まちづくり計画策定推進本部設置要綱

(設置)

第1条 平成27年度中に策定する第2条に掲げる第6次八郎潟町総合振興計画、八郎潟町総合戦略等の計画（以下「計画」という。）に関し、その策定及び推進にあたり全庁的に取り組むため、八郎潟町まちづくり計画策定推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 第6次八郎潟町総合計画の策定に関する事項
- (2) 八郎潟町人口ビジョンの策定に関する事項
- (3) 八郎潟町総合戦略の策定に関する事項
- (4) 八郎潟町過疎地域自立促進計画の策定に関する事項
- (5) 各施策の推進に関する事項
- (6) その他本部長が必要と認める事項

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、町長をもって充て、副本部長は副町長をもって充てる。
- 3 本部員は、教育長、各課課長、会計管理者、議会事務局長をもって充てる。
- 4 副本部長は、本部長の命を受けて、第6条に規定する部会を掌理する。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長が認めたときは、本部員以外の者を本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

(部会の設置)

第6条 本部長が必要と認めたときは、部会を設置することができる。

- 2 部会は、本部長から付託された事項を調査研究し、課題解決のための素案を作成し、本部会議へ報告する。
- 3 部会長及び部会員は本部長が指名する。
- 4 部会は、部会長が必要に応じて招集する。
- 5 部会長は部会を総括する。

(事務局)

第7条 本部の事務局は、総務課において処理し、総務課長が事務局長を兼務する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年5月28日から施行する。

6 八郎潟町まちづくり計画策定推進本部部員名簿

【本部】

役職	職名	氏名
本部長	町長	畠山 菊夫
副本部長	副町長	千田 清
本部員	教育長	江畠 廣
//	総務課長	渡部 博英
//	教育課長	渡部 広保
//	建設課兼水道課長	吉田 久壽
//	会計管理者	落合 智
//	福祉課長	小野 良幸
//	産業課長	加藤 貞憲
//	保健課長	小柳 鉄秀
//	議会事務局長	鳴海 一元
//	町民課長	一ノ関 一人
//	税務課長	千田 浩美

【部会】

役職	職名	氏名
部会長	副町長	千田 清
部会員	福祉課課長補佐	齊藤 嘉生
//	保健課課長補佐	加藤 宏
//	保健課課長補佐	澁谷 貴子
//	教育課係長	松田 正紀
//	産業課係長	伊藤 朱鹿
//	町民課係長	渡部 祐一郎
//	建設課係長	工藤 洋平
//	水道課主事	越高 峰飛
//	税務課主事	加藤 一成

【事務局】

役職	職名	氏名
事務局長	総務課長	渡部 博英
事務局	総務課課長補佐	相澤 重則
//	総務課課長補佐	村井 健一
//	総務課係長	伊藤 禎倫
//	総務課主事	櫻田 泰憲

第6次八郎潟町総合計画

発行：平成28年3月

編集発行：八郎潟町総務課

〒018-1692 秋田県南秋田郡八郎潟町字大道80番地

TEL 018-875-5800 FAX 875-3096

ホームページ <http://www.town.hachirogata.akita.jp/>

印刷：一日市印刷

〒018-1614 秋田県南秋田郡八郎潟町字中田98-11

TEL 018-875-2038 FAX 875-3971

